

前橋市男女共同参画基本計画(第四次)後期計画

まえばし Wind プラン 2014

平成 30 年 3 月

○ 前橋市



は じ め に



本市では、市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年3月に「まえばし男女共同参画推進条例」を制定し、翌年の平成16年には、この条例に基づき「前橋市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。その後、計画の改定を重ね、平成26年3月には、前橋市男女共同参画基本計画（第四次）「まえばしWindプラン2014」を策定し、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてまいりました。

また、国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年9月に制定され、同年12月には、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会の実現を目指した、「第四次男女共同参画基本計画」が策定されました。

こうした社会情勢の変化や課題に対応し、より効果的な施策を総合的に進めるため、「まえばしWindプラン2014」の中間改訂を行い、平成30年度から4年間の後期計画を策定いたしました。

今回の改訂では、これまでの施策を継承しつつ、新たな課題である「LGBT（性的少数者）への理解の促進」や、「男性職員の育児参加のための休暇の取得促進」を具体的施策に加え、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

本計画を着実に推進していくためには、行政はもちろん、市民、地域団体、事業者や関係機関と、連携、協働して取り組むことが重要であるため、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の改訂にあたり、ご尽力をいただきました「前橋市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、様々な立場からご協力をいただきました方々に心から感謝申し上げます。計画改訂にあたってのごあいさつといたします。

平成30年3月

前橋市長

山本 龍

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. プランの基本的事項	3
（1）目的	3
（2）性格・位置づけ	3
（3）計画の期間	4
（4）策定体制	4
2. 策定の背景	5
（1）本市のこれまでの取組	5
（2）国の動向	6
（3）県の動向	7
第2章 まえばしの現状	9
1. 男女共同参画の視点から見たまえばしの現状	11
（1）人口・世帯	11
（2）婚姻状況	12
（3）就業状況	15
2. 市民意識調査からみられる市民意識の現状	17
（1）市民の生活や社会の状況に関する意識	17
（2）固定的な性別役割分担意識の現状	19
3. 第四次基本計画前期の取組状況	20
（1）取組状況	20
（2）進捗状況	21
（3）基本目標の状況	22
（4）本計画策定にあたって留意した点	25
第3章 計画の構成と体系	27
1. まえばしの男女共同参画社会を実現するために	29
2. 基本目標	31
3. 施策の体系	32
第4章 施策の内容	35
基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし	37
施策の方向1 人権尊重・男女平等意識の向上	37
主な施策（1）固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ	37
主な施策（2）家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進	40
主な施策（3）国際理解と協調	43
施策の方向2 互いの性を尊重する社会づくり	44
主な施策（4）生涯を通じた健康づくりへの支援	44
主な施策（5）配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 （前橋市DV防止基本計画）	46
主な施策（6）女性に対する暴力の根絶	49

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし	52
施策の方向3 政策・方針決定の場への女性の参画推進	52
主な施策(7) 方針決定の場における女性の登用促進	52
主な施策(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用	55
施策の方向4 女性が活躍する範囲の拡大	56
主な施策(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し	56
主な施策(10) 様々な分野への女性の参画の推進	59
基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし	61
施策の方向5 男女がいそいそと働ける環境の向上	62
主な施策(11) 職場における男女共同参画の推進	62
主な施策(12) 女性のチャレンジ支援	64
主な施策(13) 農業分野への男女共同参画の推進	66
施策の方向6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	68
主な施策(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援	68
主な施策(15) すべての家庭に向けた介護支援	72
施策の方向7 ゆとりある生活の推進	74
主な施策(16) ワーク・ライフ・バランスの推進	74
主な施策(17) 多様な活動への男女の参画促進	76
第5章 推進体制	79
1. 市の推進体制の充実	81
(1) 職員意識の向上	81
(2) 活動拠点の整備	81
2. 国・県・関係機関等との連携協力	81
(1) 市民・事業者・団体とのパートナーシップの確立	81
(2) 他自治体等との情報交換・交流	81
3. 計画の進行管理	81
(1) 庁内推進会議による総合的な調整	81
(2) 市民等の意見の反映	81
資 料 編	83
1. 前橋市男女共同参画基本計画(第四次) まえばしWindプラン2014 後期計画 策定経過	85
2. 前橋市男女共同参画審議会委員名簿	86
3. まえばし男女共同参画推進条例	87
4. 前橋市男女共同参画審議会運営規則	91
5. 前橋市男女共同参画推進施策調査委員規則	93
6. 男女共同参画社会基本法	95
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	101
8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	110
9. 市民意識調査の概要	118
10. 男女共同参画のあゆみ	119



第 1 章 計画策定にあたって

1. プランの基本的事項

(1) 目的

計画の目的：

市・市民・事業者との協働による男女共同参画の推進（条例で示した理念の具体化）

平成15年3月に制定した「まえばし男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の前文で示すところの「市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことのできる社会の実現」を、市・市民・事業者との協働により、総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものです。

(2) 性格・位置づけ

□この計画は、条例第9条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法（平成11年6月制定 以下、「基本法」という。）第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画にあたります。

□この計画は、まえばしWindプラン2014前期計画（平成26年策定）を継承しています。

□この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律¹」（平成26年4月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含しています。

□この計画は、第七次前橋市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画との整合を図っています。

□この計画は、「前橋市男女共同参画審議会」による答申を反映しています。

□この計画は、国の第4次男女共同参画基本計画、群馬県第4次男女共同参画計画を視野に入れています。

□この計画は、市民意識調査の結果を反映しています。（平成24年実施）

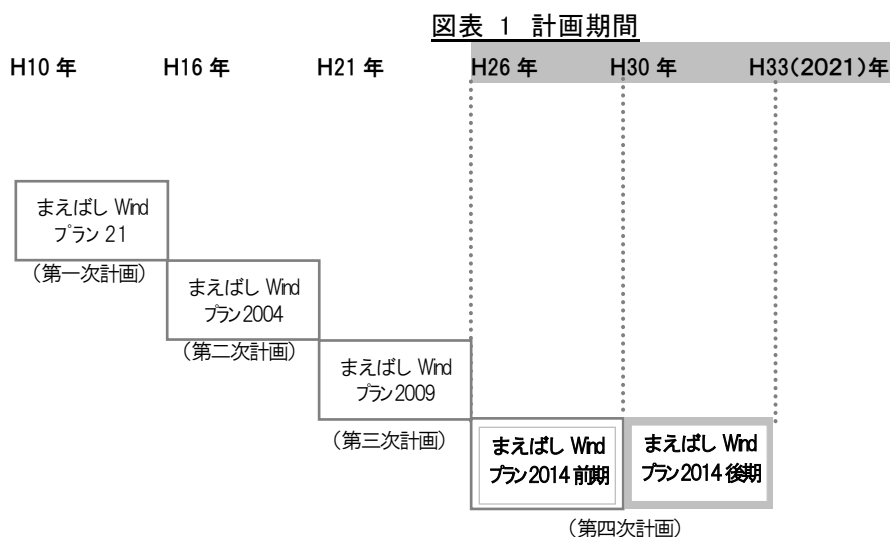
¹ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）：

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定する法律（平成13年施行）。

平成16年（被害者の自立支援の明確化）、平成19年（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等）の改正に続き、平成25年7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が制定されました（平成26年1月3日施行）。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法が適用されます。平成26年4月、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律附則第12条による改正がありました。

(3) 計画の期間

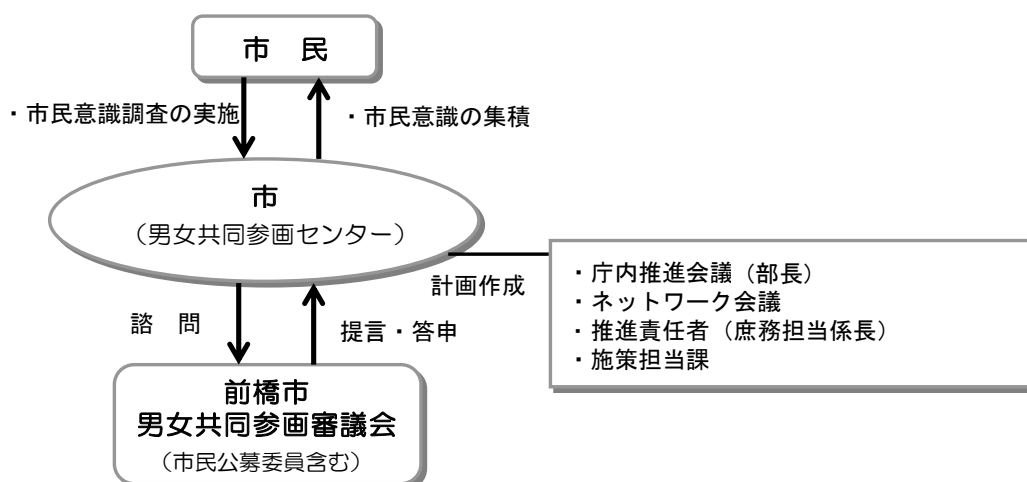
第四次計画期間は、平成 26（2014）年度～平成 33（2021）年度の8年間で、社会経済情勢、市民の価値観やライフスタイル、ニーズの変化などを踏まえ、平成 29 年度に見直しを行い、平成 30（2018）年度～平成 33（2021）年度を後期計画期間とします。



(4) 策定体制

市民の意識や生活実態の把握などを調査し、全庁的策定組織により施策を検討しました。同時に市民や有識者などで組織される男女共同参画審議会の答申を踏まえながら、広く市民意見の収集と適切な反映を図って策定しました。

図表 2 本計画の策定組織



2. 策定の背景

(1) 本市のこれまでの取組

本市では、昭和 63（1988）年の婦人問題担当窓口の開設を皮切りに、今日まで 30 年に及び女性政策や男女共同参画の取組を行ってきました。

平成 10 年には女性の地位向上をめざした 10 年間の行動計画として、「まえばし Wind プラン 21」（平成 10 年度～平成 19 年度）を策定しました。

平成 11 年の男女共同参画社会基本法の制定を受け、これに基づく男女共同参画政策へと発展させ、施策強化を図る必要が生じたため、男女共同参画推進の法的整備に向けて市民との 2 年間に及び検討を重ね、平成 15 年 3 月 28 日、「まえばし男女共同参画推進条例（平成 15 年前橋市条例第 1 号／平成 15 年 4 月 1 日施行）」を制定しました。

平成 16 年には条例に基づく初めての基本計画として、前橋市男女共同参画基本計画（第二次基本計画）である「まえばし Wind プラン 2004」（平成 16 年度～平成 20 年度）、平成 21 年には第三次基本計画となる「まえばし Wind プラン 2009」（平成 21 年度～平成 25 年度）、平成 26 年には第四次基本計画となる「まえばし Wind プラン 2014」（平成 26 年度～平成 33（2021）年度）を策定し、施策を推進してきました。平成 29 年度は第四次基本計画策定から 4 年目を迎え、社会経済情勢などの変化に伴い施策の見直しを行いました。

いままでの計画の基本目標

前橋市男女共同参画基本計画（第三次）「まえばし Wind プラン 2009」

（平成 21 年度～平成 25 年度） 基本目標

- I 一人ひとりが尊重される～まえばし
- II みんなが主役になれる～まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

前橋市男女共同参画基本計画「まえばし Wind プラン 2004」

（平成 16 年度～平成 20 年度）

基本目標

- I 男女の人権の尊重
- II 家庭生活とその他の活動との両立支援
- III 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- IV 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮
- V 市と市民と事業者の協働による推進
- VI 国際社会の取り組みとの協調
- VII 推進体制の整備・充実

前橋市女性行動計画「まえばし Wind プラン 21」

（平成 10 年度～平成 15 年度）

基本目標

- I 人権の尊重と男女平等の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の推進
- III 女性と男性が共に自立して多様な生き方を選択できる生活環境づくり
- IV 活動を担う人づくり、交流を深めるネットワークづくり

(2) 国の動向

国の動向 1 第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

国においては、平成11年の男女共同参画基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、平成17年には男女共同参画基本計画（第2次）として見直しが行われました。平成22年に再び全体の見直しが行われ、同年12月には第3次男女共同参画基本計画が策定されました。平成27年には女性活躍推進法が制定され、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。第4次計画では、効果的な施策の推進を図るため、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の以上4つの政策領域を設けています。

国の動向 2 ワーク・ライフ・バランスが推進されています。

平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざすこととなり、第1子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の向上などの数値目標が設定されました。

仕事と生活の調和とは

「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

国の動向 3 育児・介護休業法の改正や少子化対策が推進されています。

平成20年12月、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定促進など次世代育成支援対策推進法が一部改正され、平成22年6月には、3歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度の義務づけ、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）や介護のための短期休暇制度の創設など育児・介護休業法が改正されました。平成29年3月、保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業が取得可能になった育児休業期間の延長、事業主の育児休業等の個別周知、特に男性の育児休業を促進するための育児目的休暇の新設について、育児・介護休業法が改正され、平成29年10月施行となりました。

国の動向 4 DV防止法やストーカー規制法が改正されました。

配偶者からの暴力の問題を総合的に規定したわが国最初の法律として平成 13 年 10 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（一部は 14 年 4 月施行）が施行され、平成 16 年の一部改正により、暴力の定義の拡大や元配偶者からの暴力も含めることとされたほか、都道府県による基本計画の策定が義務づけられました。平成 19 年の改正で保護命令制度の拡充や市町村による基本計画策定の努力義務も定められましたが、平成 25 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、平成 26 年 1 月 3 日に施行されました。この改正は、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされます。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。平成 26 年 4 月には、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律附則第 12 条による改正がありました。

平成 12 年に施行された「ストーカー行為」（つきまとい等を繰り返すこと）を行った者に対する罰則を設けたストーカー規制法は、平成 25 年 7 月に改正され、ストーカー行為の禁止命令を出す権限が被害者の居住地だけでなく加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。また、スマートフォンの普及、SNS 利用の広がり等によるコミュニケーション手段の変化等による事案の多様化等を受け、平成 28 年 12 月には、規制対象行為に SNS のメッセージ送信を追加する等の改正が行われました。

（3）県の動向

群馬県では、昭和 55 年の「新ぐんま婦人計画」の策定を皮切りに、平成 5 年に「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制を整備しました。

平成 13 年 3 月には「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成 16 年 3 月「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などを行いました。

平成 18 年 3 月、「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく法定計画として「ぐんま DV 対策基本計画」を策定しました。平成 21 年 3 月には、「ぐんま DV 対策基本計画（改訂版）」を策定、同年 4 月には、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点とし

て「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりを一層進めています。

平成23年度からの「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」では、特に力を入れて取り組むべき5つの重要課題として「啓発活動の推進」、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、「配偶者暴力被害女性の支援」、「子育て環境等の整備」、「仕事と生活の調和の推進」を挙げ、男女共同参画の実現に向けた具体的な取組を推進しました。

平成26年3月、「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」を策定し、配偶者等からの暴力のない社会の実現に向けて施策を推進しています。

平成28年3月に「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、女性の活躍を推進するだけでなく、男女が共に暮らしやすい社会を実現するために「長時間労働等を前提とした労働慣行の変革」と「男性にとっての男女共同参画」を計画全体にわたる横断的視点として位置付けています。さらに、計画における政策目的を明確化するため、3つの基本方針「Ⅰ．あらゆる分野における女性の活躍推進」、「Ⅱ．生涯を通じた安全・安心の確保」、「Ⅲ．男女共同参画社会の実現に向けた社会システムの整備」を設定して取組を推進しています。

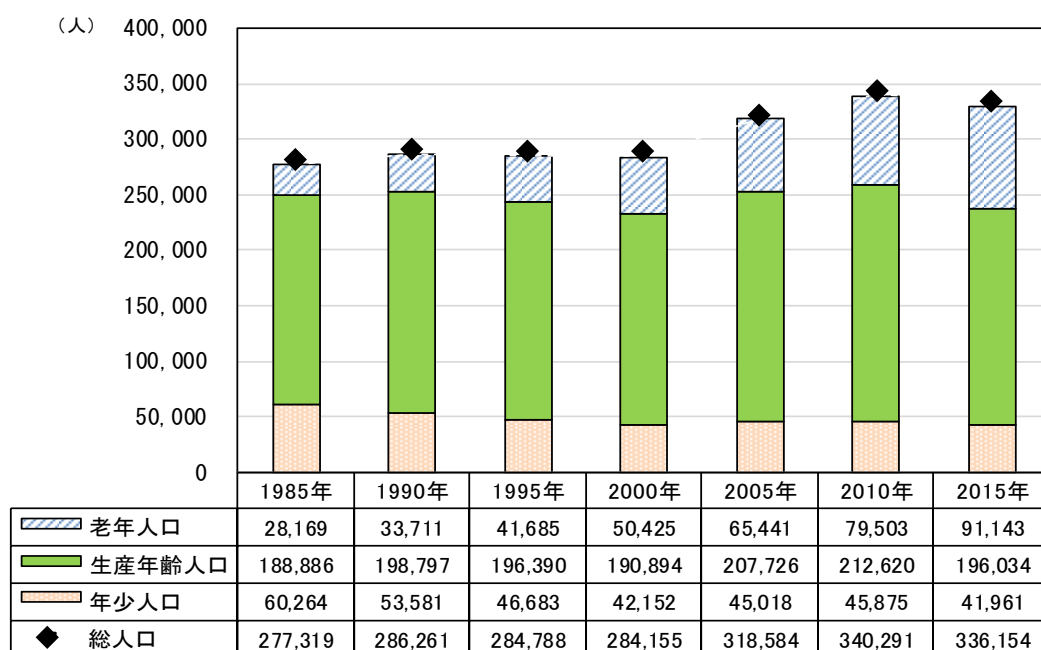
第2章 まえばしの現状

1. 男女共同参画の視点からみたまえばしの現状

(1) 人口・世帯

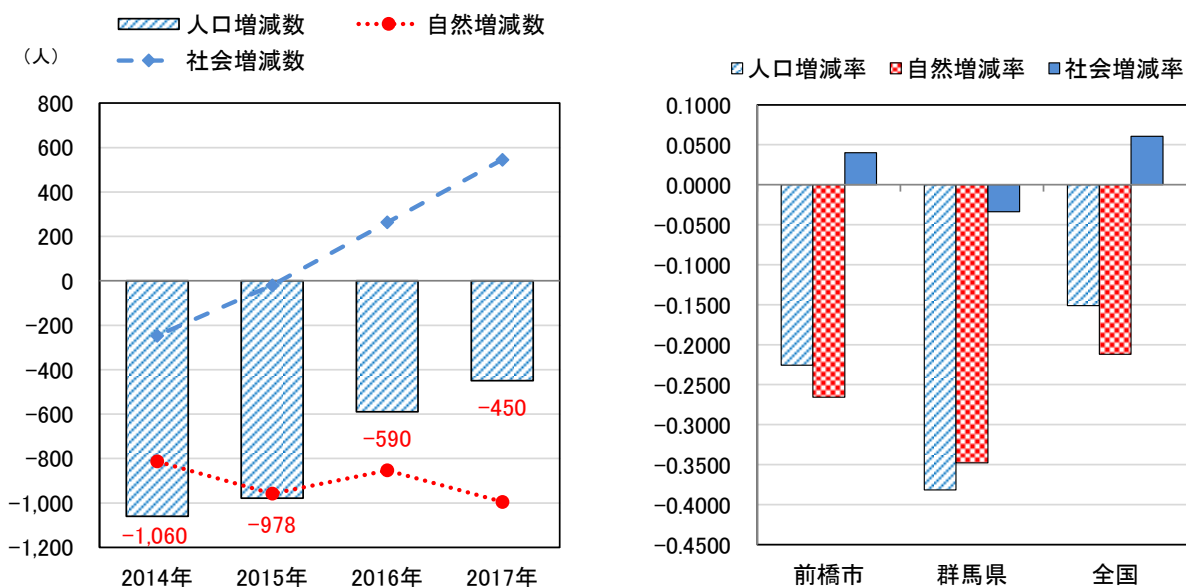
合併後の総人口は30万人台にのぼり、平成22(2010)年では340,291人、平成27(2015)年は336,154人となっています。年齢構成について、近年は全国と同様に少子・高齢化がみられます。(図表3)。全国・県に比べると人口減少率は低いものの、社会増よりも自然減が多い傾向にあります(図表4)。

図表3 本市の総人口と年齢3階級人口の推移



資料：国勢調査

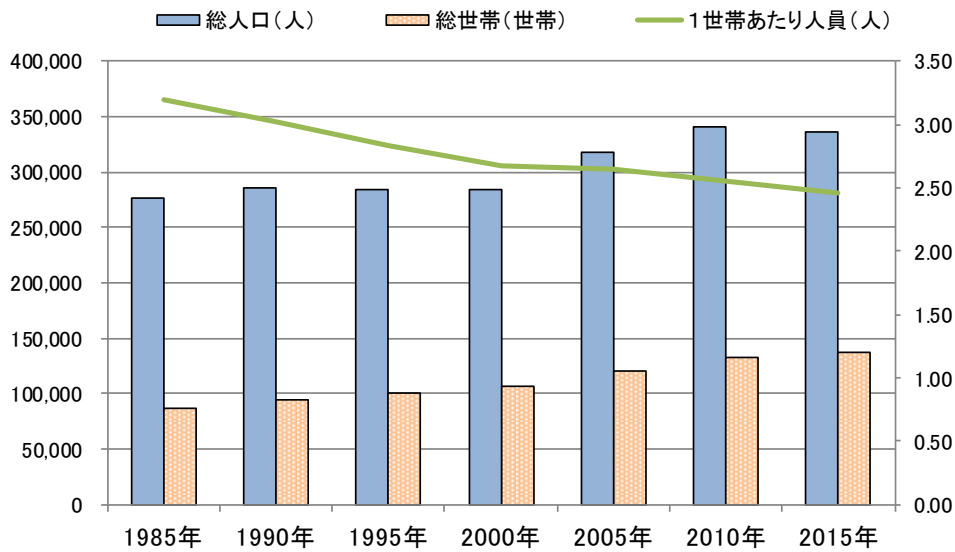
図表4 自然増減と社会増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

世帯数は一貫して増加しており、平成 22（2010）年では 133,056 世帯に、平成 27（2015）年は 136,591 世帯にのびります。内訳をみると、「単独世帯」は平成 22 年（2010）年では 38,277 世帯に、平成 27（2015）年では 42,870 世帯に急増したほか、「夫婦のみの世帯」も増加しています。また、「ひとり親と子供から成る世帯」は平成 22（2010）年の 11,833 世帯から平成 27（2015）年は 12,355 世帯と 4.4%増えています（図表 5）。

図表 5 世帯数・世帯類型の推移



(上段:世帯、下段:%)

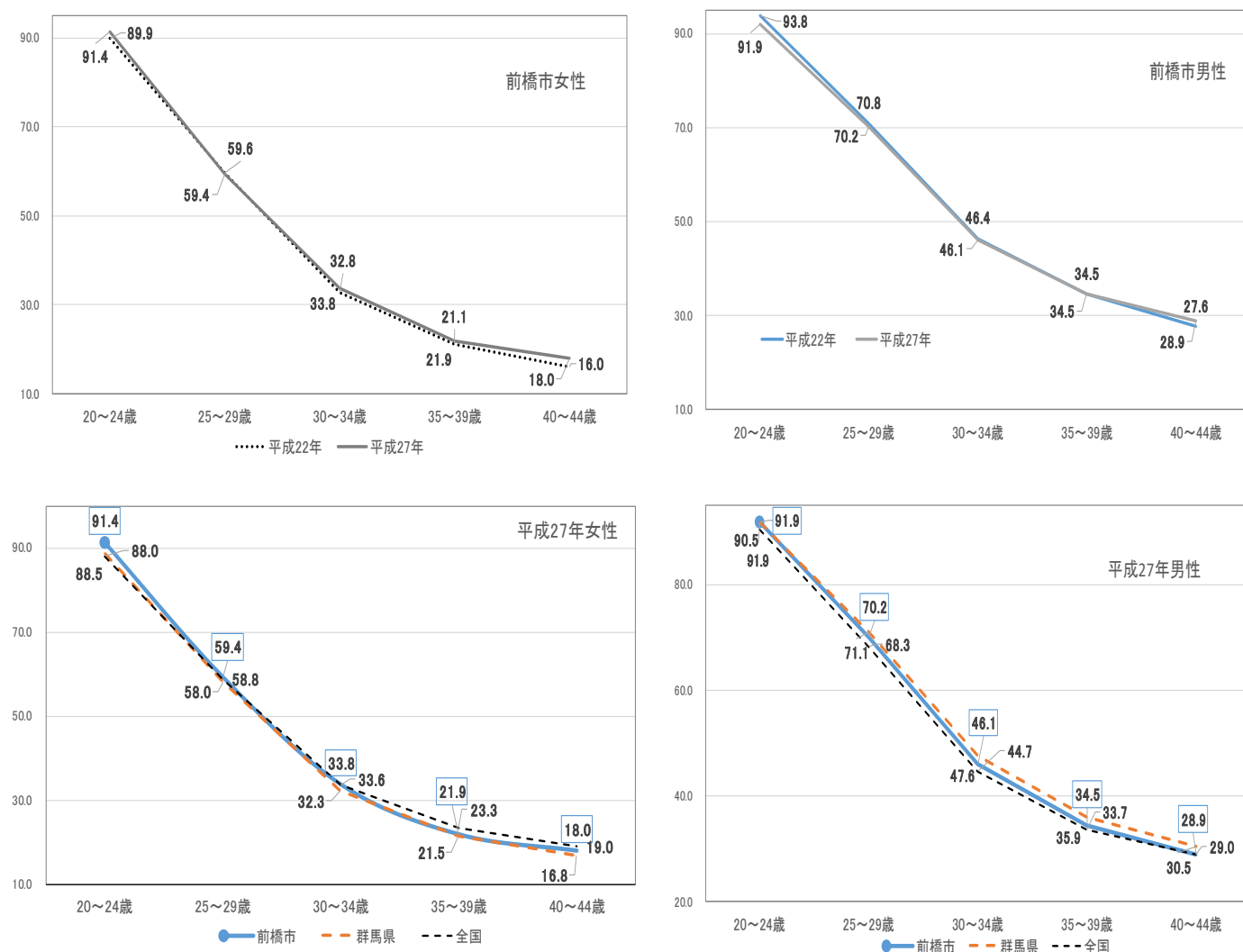
		総数	単独世帯	親族のみの世帯				非親族世帯
				核家族世帯			同居親族世帯	
				夫婦のみ	夫婦と子供	ひとり親と子供		
総数	2010年	133,056	38,277	27,055	39,687	11,833	14,908	1,239
		100.0	28.8	20.3	29.8	8.9	11.2	0.9
	2015年	136,591	42,870	28,174	38,716	12,355	12,621	1,127
		100.0	31.6	20.7	28.5	9.1	9.3	0.8

資料：国勢調査

（2）婚姻状況

平成 22（2010）年と平成 27（2015）年を比べると、男女ともにすべての年代で未婚率は横ばいで、男女ともに 40 歳代前半で微増となっています。県、全国との比較でみると、20 歳代の女性の未婚率がやや高いです。（図表 6）。

図表 6 未婚率の推移



〔平成 27(2015)年における未婚率の県、全国との比較〕

(%)

女 性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
前橋市	91.4	59.4	33.8	21.9	18.0
群馬県	88.5	58.0	32.3	21.5	16.8
全 国	88.0	58.8	33.6	23.3	19.0
男 性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
前橋市	91.9	70.2	46.1	34.5	28.9
群馬県	91.9	71.1	47.6	35.9	30.5
全 国	90.5	68.3	44.7	33.7	29.0

資料：国勢調査

婚姻率が減少傾向にありましたが、平成 26 年は婚姻率 4.9‰と微増となりました。
離婚率は減少傾向にあり、平成 26 年は離婚率 1.6‰となっています。（図表 7）

図表 7 婚姻率・離婚率の推移

年次	婚姻件数	離婚件数	婚姻率	離婚率
			(人口千人対)	
平成 22 年	1,698 件	677 件	5.0‰	2.0‰
平成 23 年	1,620 件	592 件	4.8‰	1.7‰
平成 24 年	1,621 件	601 件	4.8‰	1.8‰
平成 25 年	1,552 件	594 件	4.6‰	1.8‰
平成 26 年	1,629 件	524 件	4.9‰	1.6‰

資料：人口動態統計

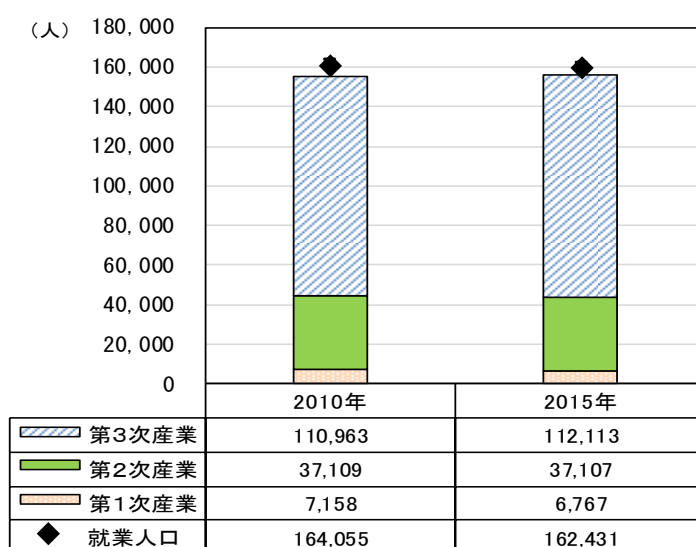
注：‰（パーミル）は千分率を表す。例えば、図表 7 の平成 22 年婚姻率 5.0‰（パーミル）は、人口 1,000 人に対し 5 人が婚姻した割合のこと。

(3) 就業状況

平成 22 (2010) 年の就業者数は 164,055 人 (女性 70,913 人、男性 93,142 人) でしたが、平成 27 (2015) 年は、162,431 人 (女性 71,817 人、男性 90,614 人) となり、全体の就業者数と男性の就業者数が減少し、女性の就業者数が増加しています。

平成 22 (2010) 年に比べ男女ともに第 1 次産業で働く人が減少し、第 3 次産業が増えており、第 3 次産業の割合は男女ともに県・全国を上回っています。

図表 8 産業別人口の推移



資料：国勢調査（就業人口には分類不能の産業」を含む）

〔平成 27 (2015) 年における産業別人口比率の県、全国との比較〕 (%)

	女 性			男 性		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
前橋市	4.0	13.7	82.3	4.6	31.8	63.6
群馬県	4.7	19.9	75.4	5.4	40.9	53.7
全 国	3.5	14.8	81.6	4.3	32.9	62.8

資料：国勢調査

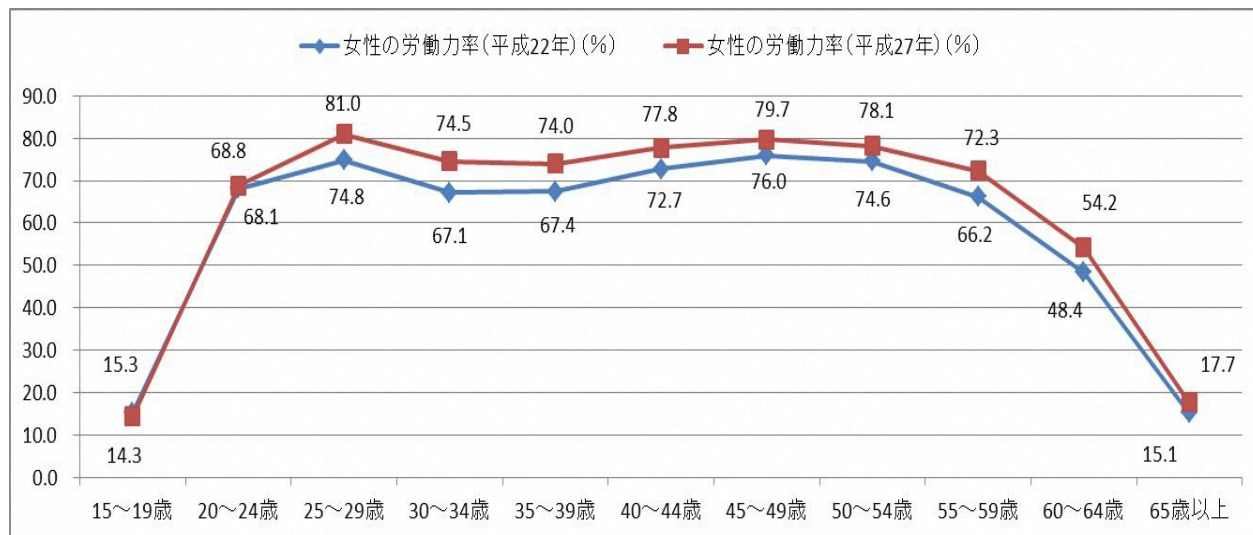
注：第 1 次産業は農業など、第 2 次産業は製造業など、第 3 次産業は卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食業などです。

平成 22 (2010) 年と平成 27 (2015) 年を比べると、20 歳代後半以降の女性の労働力率は増加しており、M字の底が浅くなっています (図表 9)。

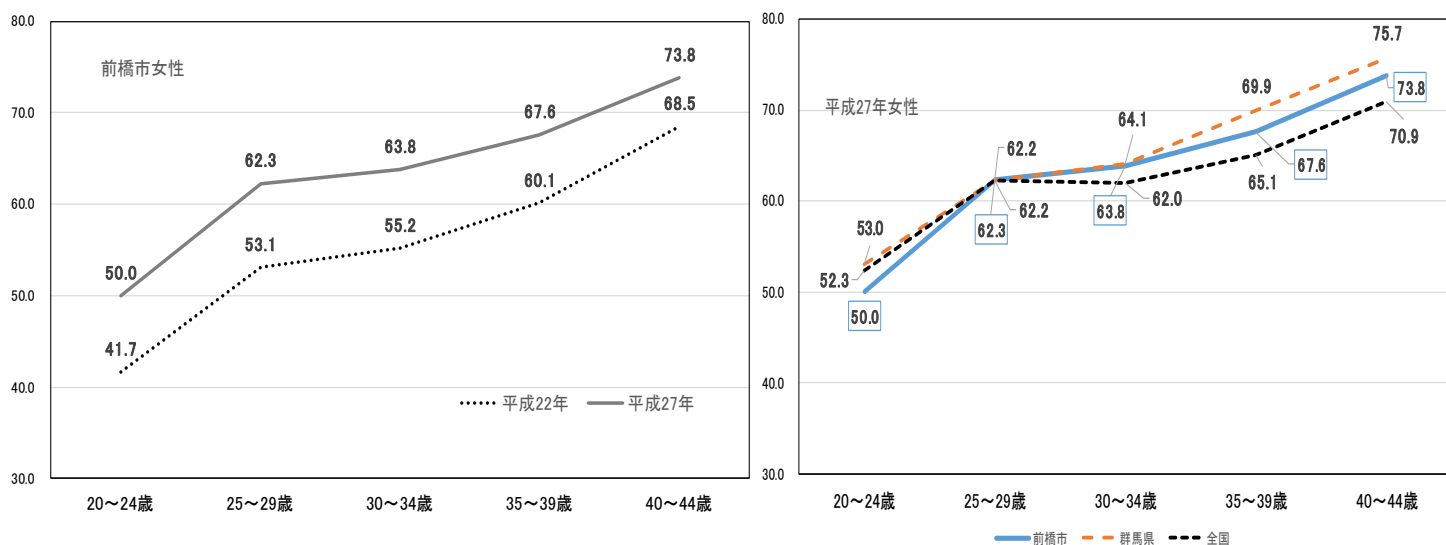
平成 22 (2010) 年と平成 27 (2015) 年の有配偶女性の労働力率を比べると、子育て期の 20~30 歳代は増加しています。また平成 22 (2010) 年は 30 歳~40 歳代では全国を上回るものの、県を下回る水準にあります。

20～30 歳代の有配偶女性の働く割合は増加しました。依然としてM字カーブは解消されていません。

図表 9 女性の労働力率の推移



図表 10 有配偶女性の労働力率の推移(平成22年・27年比較)



〔平成27(2015)年における有配偶女性の労働力率の県、全国との比較〕 (%)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
前橋市	50.0	62.3	63.8	67.6	73.8
群馬県	53.0	62.2	64.1	69.9	75.7
全国	52.3	62.2	62.0	65.1	70.9

資料：国勢調査

2. 市民意識調査からみられる市民意識の現状

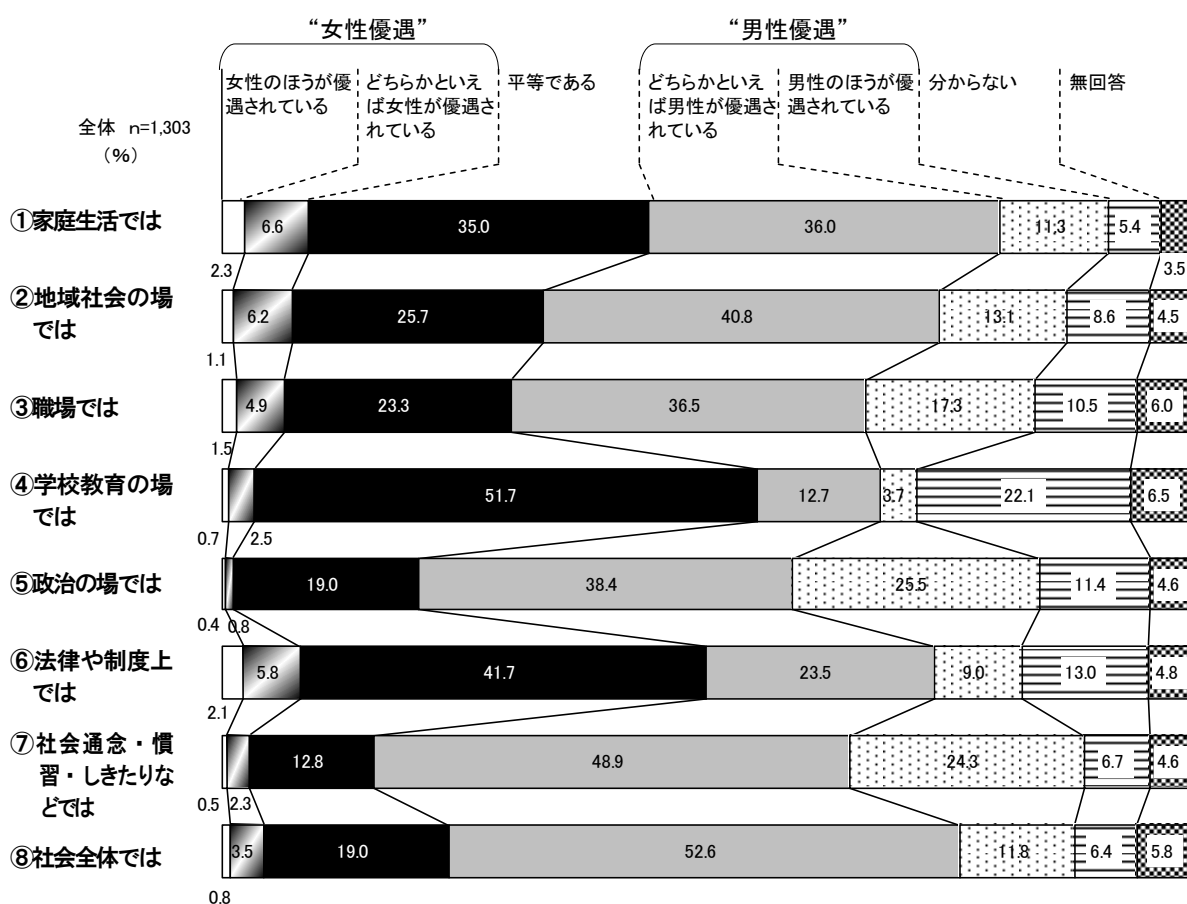
(1) 市民の生活や社会の状況に関する意識

【④学校教育の場】では「平等」とする市民は51.7%にのびりましたが、【⑧社会全体】
【⑦社会通念・慣習・しきたりなど】【⑤政治の場】【②地域社会の場】【③職場】では“男
性優遇”が「平等」、「女性優遇」を大きく上回り、特に【⑦社会通念・慣習・しきたりな
ど】【⑤政治の場】【⑧社会全体】で男性優遇感が高い結果となりました（図表 11）。

平成 19 年に市が実施した前回調査と比べると、【④学校教育の場】以外は「平等」が増
加し、“男性優遇”が減少しました（図表 12、図表 13）。

しかし、男女別にみると、すべての分野で「平等」と回答する割合は女性で低いほか、
【⑥法律や制度上】【①家庭生活】で男女差が大きくなっています（図表 13）。

図表 11 各分野における今の生活や社会の状況に関する意識

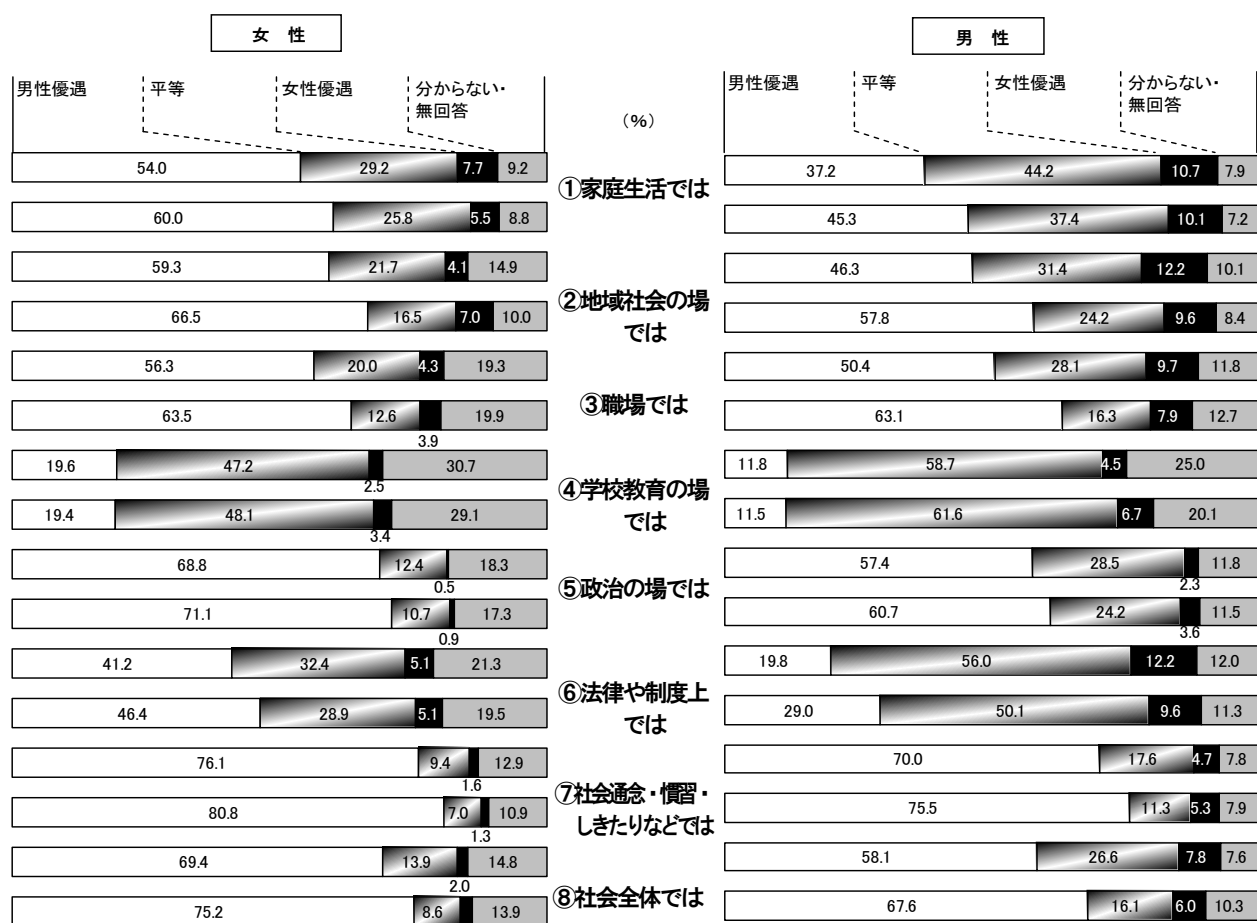


資料：市民意識調査（平成 24 年）

注：“男性優遇”とは「男性ほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計、“女性優遇”も同様です。

アンケートのグラフでnとして表記している場合は、当該調査の有効回答数を表わします。

図表 12 各分野における今の生活や社会における平等感(前回調査との比較)



上段：平成 24 年調査区 女性 n=765 下段：平成 19 年調査区女性 n=532

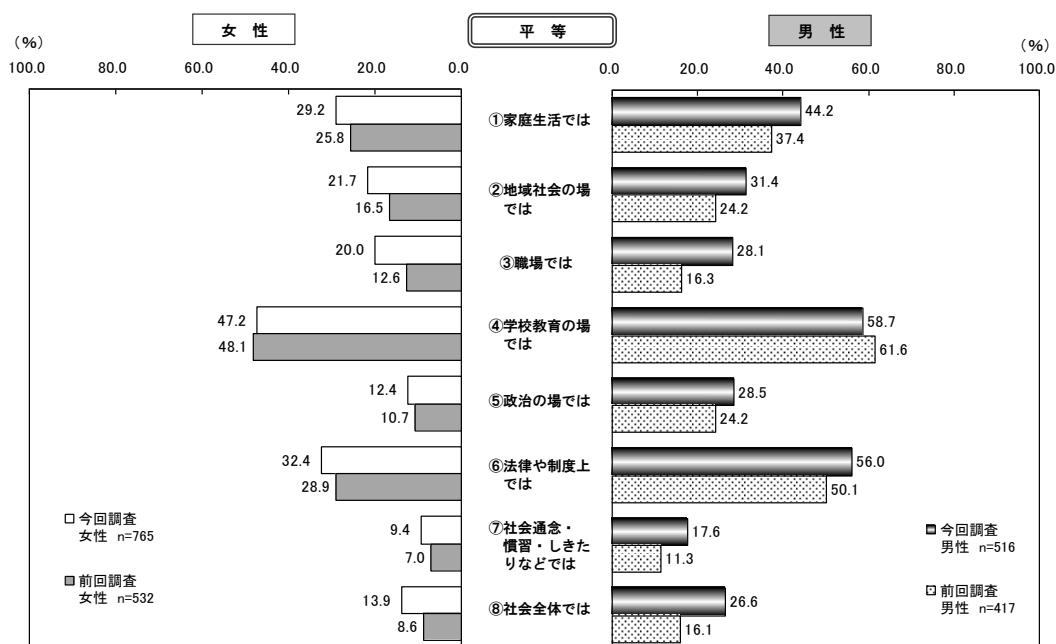
上段：平成 24 年調査区 男性 n=516 下段：平成 19 年調査区男性 n=417

資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

注：前回調査は平成 19（2007）年に実施しています。

“男性優遇”とは「男性のほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計、“女性優遇”も同様です。

図表 13 「平等」について前回調査との比較(再掲)

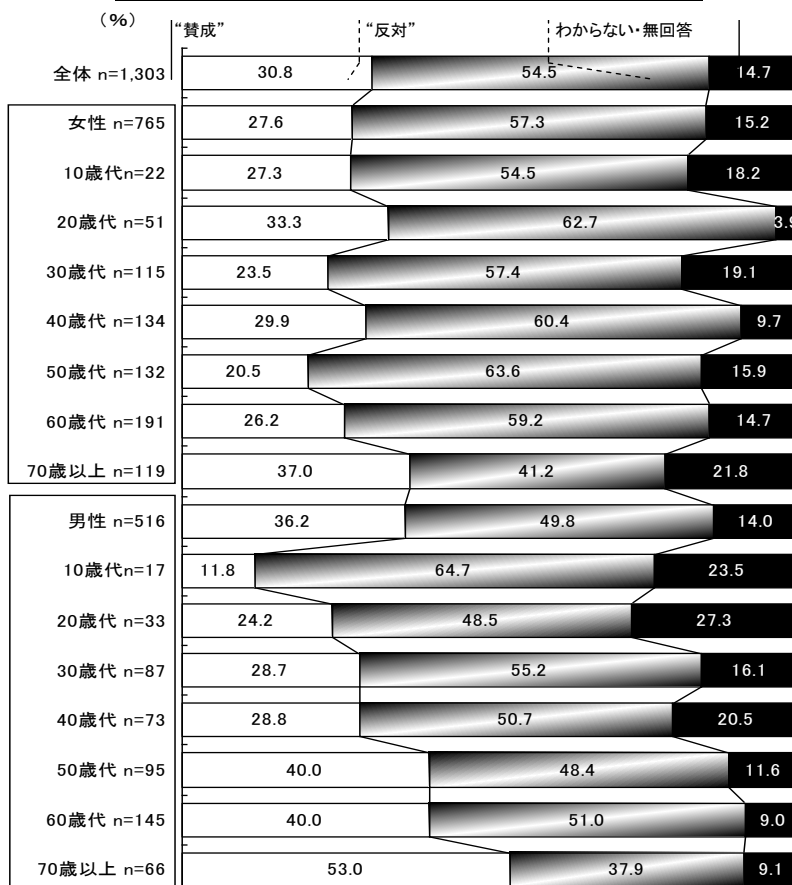


資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

(2) 固定的な性別役割分担意識の現状

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行に反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、男女の生き方の選択を制約するものにつながる可能性があります。市民意識調査の回答者全体では、固定的な性別役割分担意識について“反対”が“賛成”を20ポイント以上上回り（図表14）、前回調査と比べ“反対”が増加しました（図表15）。しかし結婚・子育て期の20歳代や30歳代においても“賛成”が20～30%台となっており、20歳代、50歳代で“反対”の男女差が10ポイントを超えています。

図表14 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：市民意識調査（平成24年）

注：“反対”とは「どちらかといえば反対」と「反対」の合計、“賛成”とは「どちらかといえば賛成」と「賛成」の合計です。

図表15 「男は仕事、女は家庭」という考え方の前回調査・群馬県調査・全国調査との比較 (%)

	「反対」	「どちらかといえば反対」	“反対”	「どちらかといえば賛成」	「賛成」	“賛成”	「わからない・無回答」
市民意識調査(平成24年)	19.4	35.1	54.5	26.0	4.8	30.8	14.7
市民意識調査(平成19年)	17.0	28.9	45.9	33.6	7.5	41.1	13.1
群馬県調査(平成21年)	6.1	31.6	37.7	27.9	23.6	51.5	10.9
全国調査(平成21年)	10.6	30.7	41.3	31.3	23.8	55.1	3.6

資料：市民意識調査（平成24年、19年）群馬県は「男女共同参画社会に関する県民意識調査」、全国は「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

3. 第四次基本計画前期の取組状況

(1) 取組状況

第三次基本計画では具体的な施策が81 施策(担当課が複数ある施策があり調査数は97 項目)ありましたが、第四次基本計画では男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策であるのかを改めて確認した上で計画に盛り込むべき施策の選択を図り、第四次基本計画では具体的な施策を61 施策(担当課が複数ある施策があり調査数は75 項目)にまとめました。

また、計画の実効性を確保するため、目標達成に向けた的確な成果目標を設定しました。具体的な施策ごとに指標を設定し、目標値もできるかぎり数値目標としました。そのため具体的な施策がより明確化され、各課で具体的な施策の取組を進めることができました。

平成28年度現在、目標を達成及び概ね達成している項目は75 項目中66 項目(88%)、着手したが不十分である項目は7 項目(9%)、実施できなかった項目は2 項目(3%)となっています。

(2) 進捗状況

平成28年度末時点での「A 進捗状況の評価」及び「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」について（図表16）、各課に調査を行いました。

具体的な施策数61（担当課が複数ある施策があり調査数は75）について、「A 進捗状況の評価」は、「a：計画通り」及び「b：概ね計画通り」に施策を進められた項目が75項目中66項目ありました。「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」は、「e：有効である」施策項目が75項目中66項目でした。「f：有効でない（男女共同参画との関係があまり見えない）」施策項目については、平成29年度に中間の見直しを行いました。（図表17）。

図表 16 評価の基準

区 分	評価の基準
A 進捗状況の評価	a:計画通り
	b:概ね計画通り
	c:着手したが不十分
	d:実施できなかった
B 男女共同参画社会の形成 の観点からの有効度	e:有効である
	f:有効でない(男女共同参画との関係があまり見えない)

図表 17 全体の評価

A 進捗状況の評価				B 男女共同参画社会の 形成の観点からの有効度		調査数	具体的施策
a：計画 通り	b：概ね 計画通り	c：着手し たが不十分	d：実施で きなかった	e：有効で ある	f：有効で ない		
37 項目	29 項目	7 項目	2 項目	66 項目	9 項目	75 項目	61 施策

(3) 基本目標の状況

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される～まえばし

施策の方向		A 進捗状況の評価				B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度		調査数	具体的施策数
		a：計画通り	b：概ね計画通り	c：着手したが不十分	d：実施できなかった	e：有効である	f：有効でない		
1	人権尊重・男女平等意識の向上	7項目	6項目	2項目	0項目	12項目	3項目	15項目	13施策
2	互いの性を尊重する社会づくり	10項目	2項目	2項目	0項目	12項目	2項目	14項目	13施策

「1 人権尊重・男女平等意識の向上」と「2 互いの性を尊重する社会づくり」は、「A 進捗状況の評価」について、概ね「a：計画通り」「b：概ね計画通り」という結果でした。

一方、「B 男女共同参画社会の形成観点からの有効度」では、国際理解と協調、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、男女平等の視点に立った情報教育の分野で、「f：有効でない（男女共同参画との関係があまり見えない）」という結果が出ました。

その主な要因は以下の通りです。

- 国際理解の施策について、施策と数値指標・目標値の関連が見い出しにくかったこと
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツの言葉と内容に特化した周知が難しかったこと
- 「男女平等の視点に立った情報教育の推進」の指標について「情報教育主任研修会の実施」を掲げていたが、所管課としては男女共同参画の視点から女性に対する暴力の根絶に向けての施策と研修会の内容が一致しないため、男女共同参画との関係がみえなかったこと

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる～まえばし

施策の方向		A 進捗状況の評価				B 男女共同参画社会の 形成の観点からの 有効度		調査 数	具体的 施策数
		a：計画 通り	b：概ね 計画通り	c：着手 したが 不十分	d：実施 できな かった	e：有効 である	f：有効 でない		
3	政策・方針決定の 場への女性の参画 推進	2 項目	2 項目	1 項目	0 項目	5 項目	0 項目	5 項目	4 施策
4	女性が活躍する範 囲の拡大	7 項目	3 項目	1 項目	1 項目	11 項目	1 項目	12 項目	7 施策

「3 政策・方針決定の場への女性の参画推進」と「4 女性が活躍する範囲の拡大」は、「A 進捗状況の評価」について、概ね「a：計画通り」「b：概ね計画通り」という結果でした。一方、「c：着手したが不十分」「d：実施できなかった」項目が、計3項目ありました。

「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」は、概ね「e：有効である」という結果でしたが、「f：有効でない」項目が、計1項目ありました。

その主な要因は以下の通りです。

- 「市の方針決定の場における女性の登用の促進」の具体的施策としての「審議会等への女性委員への登用促進」について、市は、委員改選時に女性委員を積極的に登用する働きかけを行っているが、審議会等における女性委員の割合の指標実績が昨年度を下回った。委員選任に際し、男女問わず適任者を選出することが第一条件であることと、各選出母体に女性が少ないこと
- 「男女平等を阻む制度・慣行の見直し」の具体的施策としての「市役所における慣習慣行の見直し」について、庁内の事業に男女職員が等しく参加できるようガイドラインの作成を掲げていたが、研究レベルにとどまったこと
- 「様々な分野への女性の参画」の具体的施策としての「観光分野における男女共同参画」については、「ようこそまえばしを進める会委員会」のメンバー構成に充て職的な要素が多く、女性の割合が低迷していること

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

施策の方向		A 進捗状況の評価				B 男女共同参画社会の 形成の観点からの 有効度		調査 数	具体的 施策数
		a：計画 通り	b：概ね 計画通り	c：着手 したが 不十分	d：実施 できな かった	e：有効 である	f：有効 でない		
5	男女がいいききと働ける環境の向上	5 項目	4 項目	0 項目	1 項目	7 項目	3 項目	10 項目	9 施策
6	安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	5 項目	9 項目	0 項目	0 項目	14 項目	0 項目	14 項目	10 施策
7	ゆとりある生活の推進	1 項目	3 項目	1 項目	0 項目	5 項目	0 項目	5 項目	5 施策

「5 男女がいいききと働ける環境の向上」では、「A 進捗状況の評価」で「a：計画通り」「b：概ね計画通り」が調査数 10 項目中 9 項目でした。一方、「d：実施できなかった」という項目が 1 項目ありました。「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」でも「e：有効である」が調査数 10 項目中 7 項目である一方、「f：有効でない」が 3 項目ありました。

「6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援」では、「A 進捗状況の評価」で「a：計画通り」「b：概ね計画通り」が調査数 14 項目中 14 項目となり、「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」でも「e：有効である」が調査数 14 項目中 14 項目で、施策を推進することができました。

「7 ゆとりある生活の推進」では、「A 進捗状況の評価」で「a：計画通り」「b：概ね計画通り」が調査数 5 項目中 4 項目で、一方、「c：着手したが不十分」という項目が 1 項目ありました。「B 男女共同参画社会の形成の観点からの有効度」では「e：有効である」が調査数 5 項目中 5 項目でした。

その主な要因は以下の通りです。

- 具体的な施策「事業所への労働法等の啓発」で男女共同参画センターが事業所との接点がないため施策を進められなかったこと
- 「ワーク・ライフ・バランスの普及・促進」で講座開催や情報提供を行ったが、実際普及したとはいえ周知の事業は評価が難しいこと

（４）本計画策定にあたって留意した点

これらの総括を踏まえ、本計画では以下の点に留意しました。

① 評価の結果に基づく施策検討

男女共同参画との関連がみえにくい施策については、その原因を調査し、見直しました。
また、評価の高い施策についても、今後、単に継続するにとどまらず、さらに効果を高めるよう見直しを行いました。

② 施策の重点化

施策（事業）と男女共同参画との関係についてさらなる検討を行い、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策であるのかを改めて確認した上で、計画に盛り込むべき施策の選択と集中を図りました。

③ 新たな課題への取組

「LGBT（性的少数者）への理解の促進」、「男性の育児参加のための休暇の取得促進」を新たに具体的な施策に加えました。

④ 実効性を高める進行管理

計画の実効性を確保するため、目標達成に向けた的確な指標を設定しました。

第3章 計画の構成と体系

1 まえばしの男女共同参画社会を実現するために

本市は、市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していくため、平成 15 年 3 月、「まえばし男女共同参画推進条例」を定めました。その前文ではめざすべき姿を次のように示しています。

まえばしの男女共同参画社会の実現

**市民一人ひとりが、お互いを大切にし、
性別にかかわらず、個性を輝やかせて
生き生きと暮らすことができる社会の実現**



条例前文

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下での平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある 21 世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

まえばしの男女共同参画社会の実現のために

基本理念

条例第3条

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別をなくし、男女がともに、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2 家庭生活とその他の活動への参画と両立

男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、育児、介護などの家庭生活における活動と、仕事や地域活動などが両立できるようにすることが必要です。

3 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で、政策や方針の立案からその決定までのすべての意志決定の場に参画できるようにすることが必要です。

4 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における自由な活動の選択が阻害されないよう、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。

5 市と市民と事業者の協働による推進

男女共同参画の推進は、市と市民と事業者が相互に協力し、主体的に取り組むようにすることが必要です。

6 国際社会の取組との協調

男女共同参画は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われることが必要です。

2 基本目標

条例前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、前計画の施策を評価した上で重点化を図り、次の基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

- 性別による役割や行動を決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪うことになりかねません。引き続き、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。
- 男女がともに自立して個性と能力を発揮するための基礎となるものは、教育と学習です。家庭、学校、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援します。
- 市内に居住する外国人市民について、言葉や文化・生活習慣等による支障を来さないよう支援します。
- 女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援に向けた体制整備を計画的に行っていきます。
- セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、女性に対するあらゆる暴力の防止への取組を推進します。

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし

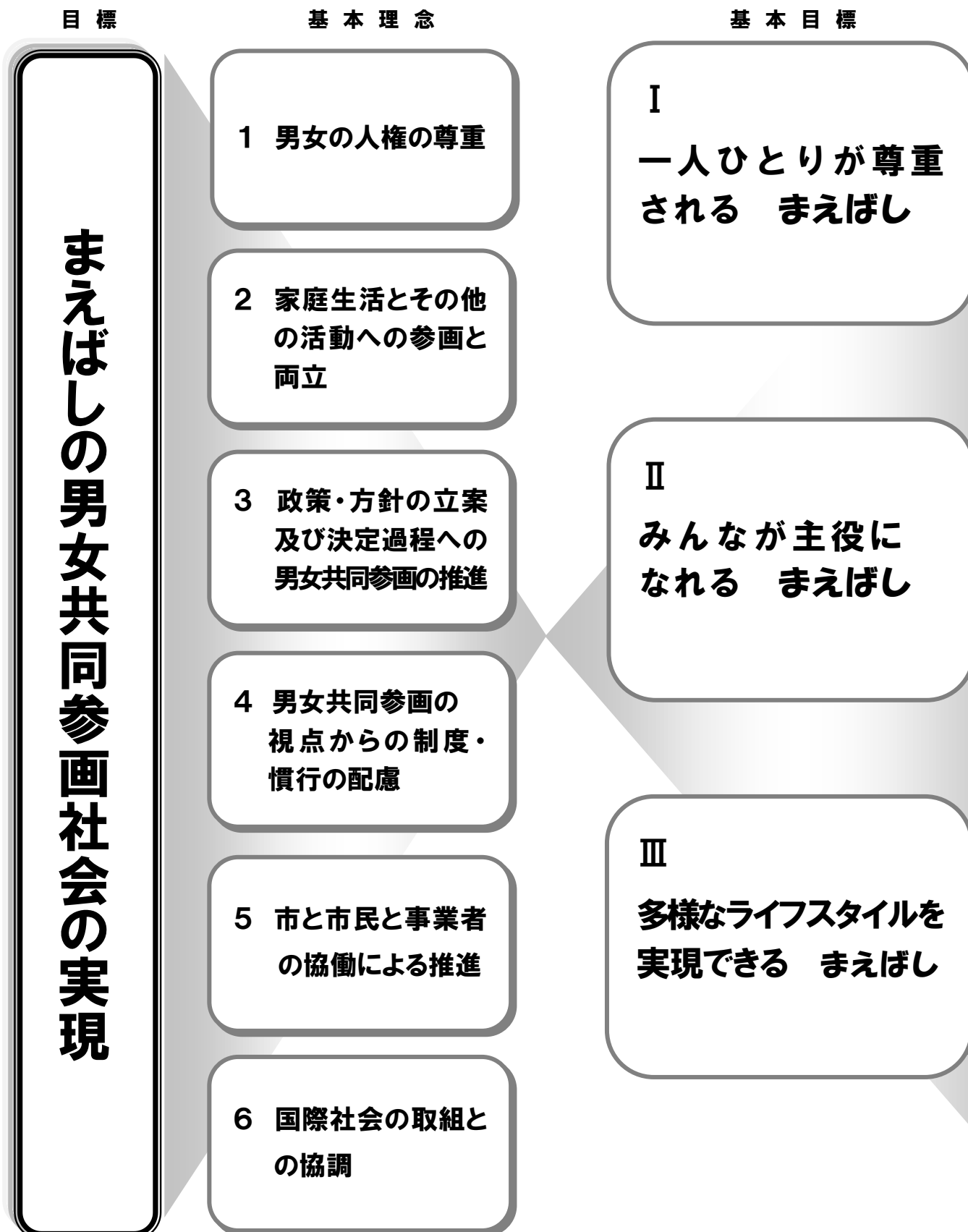
- 女性リーダーを育成し、政策や方針決定の場への女性の参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 男女がともにライフスタイルを柔軟に選択できるよう社会制度や慣行の見直しを推進します。
- 少子高齢化、ライフスタイルの変化などによって生じている地域の課題の解決に向け、様々な分野への女性の参画を推進します。
- 男女がともに生活基盤を確立し、それぞれの能力を発揮できるよう、男女がパートナーとして働くことができる環境整備を推進します。

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

- 性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境が整備されるよう働きかけを行います。また、いったん退職した女性の仕事への復帰を支援します。
- 農業分野における男女共同参画を推進します。
- 男女が協力し、安心して子育てができるよう子育て支援施策を充実します。また、介護についても、家族みんなで、地域で、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及させ、多様な活動への男女の参画を促進します。

3. 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。



施策の方向

主な施策

1 人権尊重・男女平等意識の向上

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ
- (2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進
- (3) 国際理解と協調

2 互いの性を尊重する社会づくり

- (4) 生涯を通じた健康づくりへの支援
- (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援
(前橋市DV防止基本計画)
- (6) 女性に対する暴力の根絶

3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- (7) 方針決定の場における女性の登用促進
- (8) 女性リーダーの発掘・育成・活用

4 女性が活躍する範囲の拡大

- (9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し
- (10) 様々な分野への女性の参画の推進

5 男女が生き生きと働ける環境の向上

- (11) 職場における男女共同参画の推進
- (12) 女性のチャレンジ支援
- (13) 農業分野への男女共同参画の推進

6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

- (14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援
- (15) すべての家庭に向けた介護支援

7 ゆとりある生活の推進

- (16) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (17) 多様な活動への男女の参画促進



第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

施策の方向	主な施策
1 人権尊重・男女平等意識の向上	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ (2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進 (3) 国際理解と協調
2 互いの性を尊重する社会づくり	(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援 (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画) (6) 女性に対する暴力の根絶

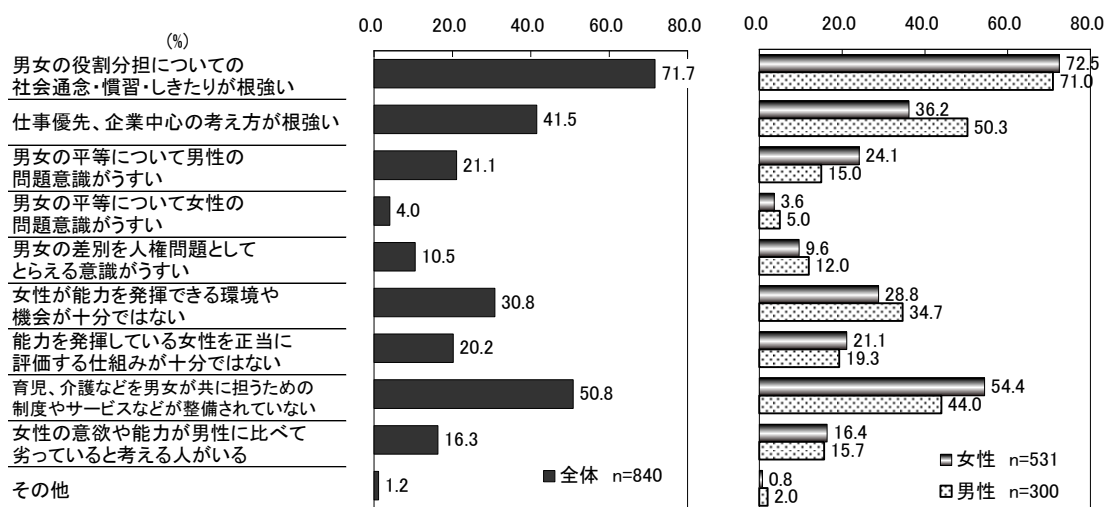
施策の方向 1 人権尊重・男女平等意識の向上

主な施策(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っており、特に男性で根強いことがうかがえます（図表 14）。男性に対する働きかけを工夫し、＜男女共同参画は、個人に特定の生き方を押しつけるものではなく、女性のみならず男性についても生き方の幅を広げるものである＞ということを理解できるようにすることが大切です。
 - 社会全体で男性が優遇されていると感じている（“男性優遇”）市民は 64.4%にのぼりますが（図表 11）、社会で男性が優遇されている原因として、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が女性 72.5%、男性 71.0%と男女ともに第1位にありました（図表 18）。社会通念・慣習・しきたりなどで“男性優遇”とする市民は、前回調査よりも減少したものの、男女ともに 70%台となっており（図表 12）、家庭生活や職場と比べても男性優遇感が強い分野といえます。
- なお、社会で男性が優遇されている原因について、男性の第2位は「仕事優先、企業中心の考え方が根強い」（女性 36.2%、男性 50.3%）をあげていることから（図表 18）、市民や事業者に対し、固定的な性別役割分業や企業中心の考え方を見直す機会を提供するなど働きかけをする必要があります。

図表 18 社会で男性が優遇されている原因



資料：市民意識調査（平成 24 年）

■平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍の変更や性別適合手術が公的に認められるようになり、「性同一性障害」という言葉が使われるようになりました。しかし、性同一性障害や同性愛者など性的少数者といわれる人の人権問題に関する社会の理解はまだ不十分で、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。様々な立場の人々の人権が尊重されるよう理解を深めることが必要です。

近年、LGBT（性的少数者）についての社会的認知が進みつつあり、こうした人々への理解がこれまで以上に求められています。人権や男女共同参画の観点から、LGBT（性的少数者）への理解が促進されるよう、取組を行っていきます。

取組方針と具体的な施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供に取り組みます。

◇性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。

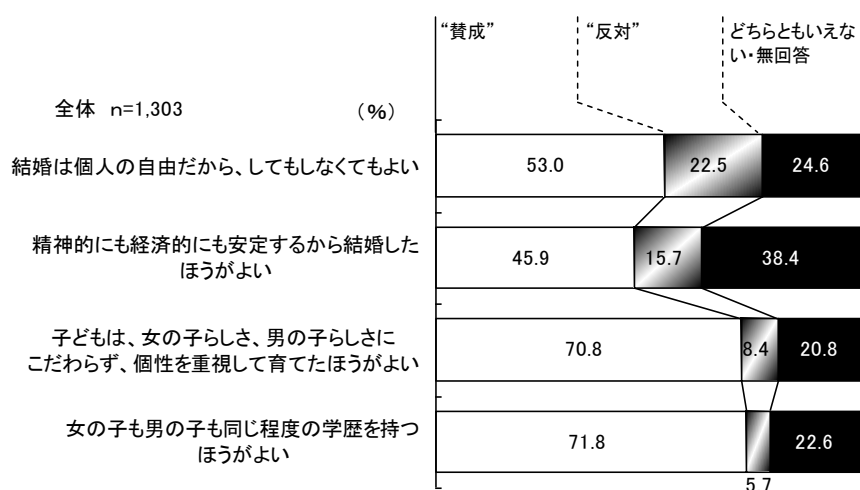
	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
1	情報誌・リーフレット等による情報提供	今日のテーマにも注視しながら、男女共同参画情報誌「新樹」の発行、男女共同参画に関するリーフレットの作成・配布を行います。	情報誌「新樹」の発行部数・回数 リーフレット配布数	14.6千部 1 回/年 1,530 枚	29.0 千部 2 回/年 1,000 枚	男女共同参画センター
2	男女共同参画週間行事の実施	公共施設でのパネル展示や広報紙・ホームページ等に記事を掲載し、集中的に情報提供を行います。また、アンケートを実施し、男女共同参画の推進状況を把握します。	アンケート回収数	274	350 以上	男女共同参画センター
3	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	各課広報連絡員周知回数 男女平等表現ガイドライン周知回数	1 回 2 回	1 回以上 3 回以上	市政発信課 男女共同参画センター
4	新規 LGBT(性的少数者)への理解の促進	LGBT(性的少数者)への人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行い、理解の促進を図ります。	LGBT の周知回数	—	2 回以上	生活課 男女共同参画センター

主な施策(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進

現状と課題

■市民意識調査では、結婚観（「結婚は個人の自由だから、してもしなくてもよい」「精神的にも経済的にも安定するから結婚したほうがよい」）については、いずれも“賛成”が“反対”を上回りました。結婚観に関しては、従来の家制度や慣行に基づく考え方が根強く残されており、性別による固定的な性別役割分担を前提とするところも多いと考えられます。一方、子育て観については「子どもは、女の子らしさ、男の子らしさにこだわらず、個性を重視して育てたほうがよい」「女の子も男の子も同じ程度の学歴を持つほうがよい」に男女ともに“賛成”が圧倒的多数となっています（図表 19）。

図表 19 結婚・家庭・子育てに関する考え方



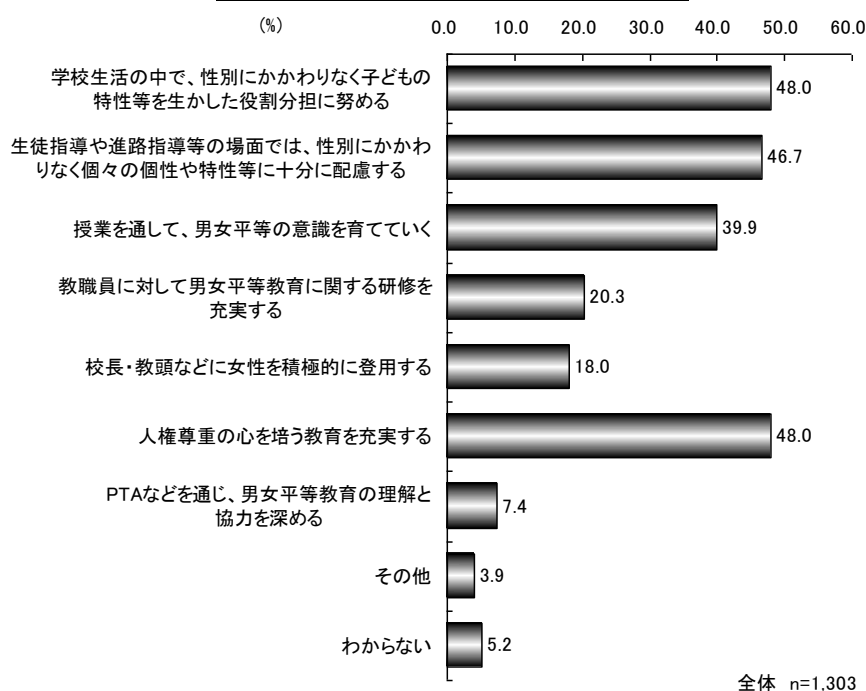
資料：市民意識調査（平成 24 年）

注：“賛成”とは「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」の合計、“反対”とは「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計です。

■学校教育で重要なこととしては、約半数が「学校生活の中で、性別にかかわらず子どもの特性等を生かした役割分担に努める」「人権尊重の心を培う教育を充実する」「生徒指導や進路指導等の場面では、性別にかかわらず個々の個性や特性等に十分に配慮する」と回答しています。次いで「授業を通して、男女平等の意識を育てていく」が4割弱、「教職員に対して男女平等教育に関する研修を充実する」が2割、「校長・教頭などに女性を積極的に登用する」「PTAなどを通じ、男女平等教育の理解と協力を深める」の順で続いています。

学校は未来の担い手である子どもたちを健全育成する使命を担っています。学校から家庭・地域に働きかける機会も多いことから、男女共同参画推進において果たすべき役割は重大です。学校が子どもや保護者に誤ったメッセージを与えないよう、教職員が確かな認識を持つことが必要です。

図表 20 学校教育において重要だと思うこと



全体 n=1,303

資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

◇男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供します。

◇一人ひとりの子どもが性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう男女平等の視点に立った教育を行います。

◇すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の普及推進に努めます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
5	男女共同参画に関する講座やセミナーの実施	男女共同参画に対する市民の関心と理解を高めるために講座やセミナーなどの学習機会を提供します。	受講者数	講座延人数 800 人	セミナー延 人数 400 人	男女共同 参画セン ター
6	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	人権や男女共同参画をテーマにした公民館での学習機会を提供します。	公民館報掲載率 講座開催数・ 延べ参加人数	6.6% 11 回/691 人	7% 5 回/75 人	生涯学習 課(公民 館)
7	保育関係者への研修の充実	人権研修会や人権教育研修講座を開催し、保育士等の意識の高揚を図ります。	研修の回数	6 回	6 回	子育て施 設課
8	学校教育における男女平等教育の推進	各学校において、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、人権教育に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。	研修の実施 回数	3 回	2 回以上	総合教育 プラザ
9	人権の男女の課題への取組の推進	それぞれの所管部署において実施している人権教育等について、情報の共有を図り効果的な取組となるよう推進します。	人権週間で の情報提供 回数	1 回	1 回以上	男女共同 参画セン ター

主な施策(3) 国際理解と協調

現状と課題

- 国際化の進展により本市も外国人が増加してきており、平成29年には6,000人を超え(図表21)、国籍も様々です。こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。そのために、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めるとともに、国際的取組などの情報収集及び提供に努める必要があります。
- 外国人市民が言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることのないよう安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 21 前橋市の外国人の推移

(人)

	平成 25年12月末	26年12月末	27年12月末	28年12月末	29年12月末
合計	4,024	4,149	4,485	5,130	6,088
男性	1,772	1,884	2,118	2,534	3,146
女性	2,252	2,265	2,367	2,596	2,942

資料：群馬県市町村別外国人住民数・人口及び世帯数(前橋市 HP)

取組方針と具体的な施策

- ◇異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進し、国際的な人権意識の向上に努めます。
- ◇外国人市民が、言葉や生活習慣の壁により生活に支障を来さないよう支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
10	国際的な視野の醸成	男女共同参画に関する国際的取組などの情報提供を行うとともに、市民が国際的視野を持つことを支援します。	国際的な視野の醸成	—	推進	男女共同参画センター 文化国際課 生涯学習課
11	在住外国人支援事業等の実施	外国語による相談、日本語教室の開講、生活情報の提供等を行い、外国籍市民の生活を支援します。	①外国人相談窓口の開設回数	①週2回	①週2回	文化国際課
			②日本語教室の参加者数	②191人	②220人	
			③生活情報の提供言語数	③5か国語	③6か国語	

施策の方向 2 互いの性を尊重する社会づくり

主な施策(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援

現状と課題

- 女性も男性も、互いの性を十分に理解し合い尊重し合って生きていくことは男女共同参画社会を形成していく上で大事なことです。特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。
なお、市民意識調査によると、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ²）」の認知度は10%にも届かず、低い水準となっています。
- 全国的にみても、子宮頸がんや乳がんの検診受診率は低く、本市においても他のがん検診に比べ、これらの受診率は低率です（図表 22）。
- 母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっています。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。

図表 22 がん検診の受診率の推移

(%)

	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
子宮頸がん	24.5	23.8	25.2	27.1	27.2
乳がん	22.5	22.7	23.8	27.0	26.5
胃がん	28.5	29.8	30.2	31.2	30.5
大腸がん	34.8	35.5	36.3	38.2	36.9
肺がん	40.8	41.3	42.0	43.2	42.2
前立腺がん	39.7	39.8	40.6	42.2	40.8

資料：平成 25～29 年度 前橋の市政概要

² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康と権利)とは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）。

取組方針と具体的な施策

◇ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。

◇母性機能の重要性を伝えながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
12	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	特別活動、保健学習を中心に教育活動全般において心の教育・性教育を推進します。	性に関する研修会等の開催	—	1 回以上	教育委員会 総務課
13	妊産婦への健康支援の実施	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業や妊婦健康診査費助成事業を推進するとともに、一般不妊治療費助成事業を行います。	妊娠届出時健康相談実施状況	2,406 件	母と面会率 100% (届出後も含む)	子育て支援課
14	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	生涯を通じた女性の健康支援のため、無料で子宮頸がん・乳がん検診を行います。	検診受診率の向上	・子宮頸がん：27.2% ・乳がん：26.5%	・子宮頸がん：50% ・乳がん：50%	健康増進課
		エイズ・性感染症に関する啓発活動・HIV 検査を実施します。	HIV 検査の実施数	68.7%	予約可能数の 80%	保健予防課
		性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、情報提供を行います。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉と内容の周知回数	1 回	2 回以上	男女共同参画センター

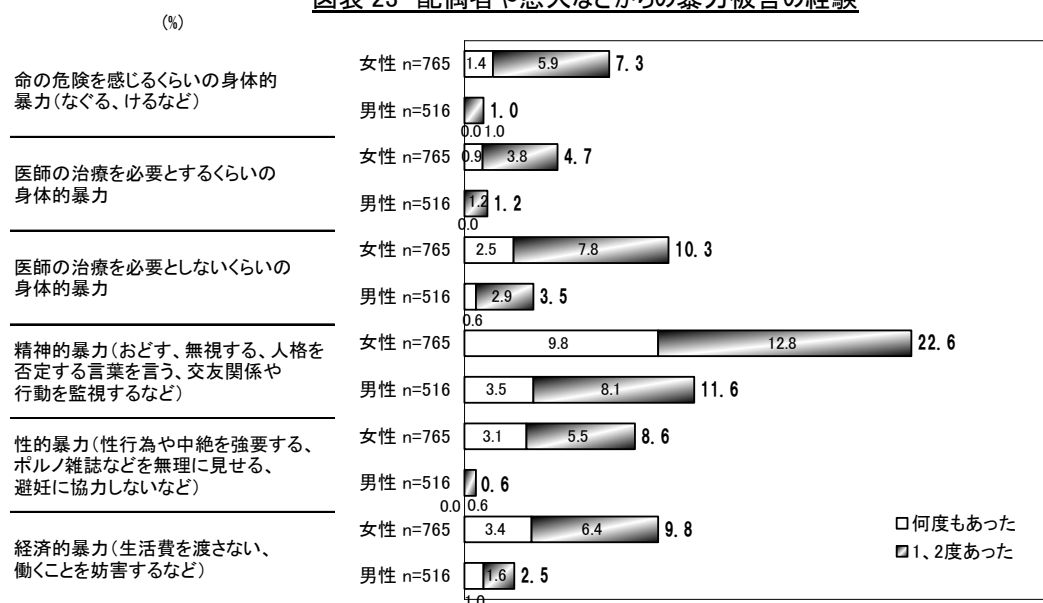
主な施策(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援

(前橋市DV防止基本計画)

現状と課題

■市民意識調査から、配偶者や恋人などからの暴力被害の経験について、「命の危険を感じるくらいの身体的暴力(なぐる、けるなど)」を受けたことがある女性は、女性回答者の7.3%となっており、すべての項目で女性の回答が上回っています(図表23)。配偶者や恋人間の暴力は女性の被害が圧倒的に多いことがわかります。

図表 23 配偶者や恋人などからの暴力被害の経験

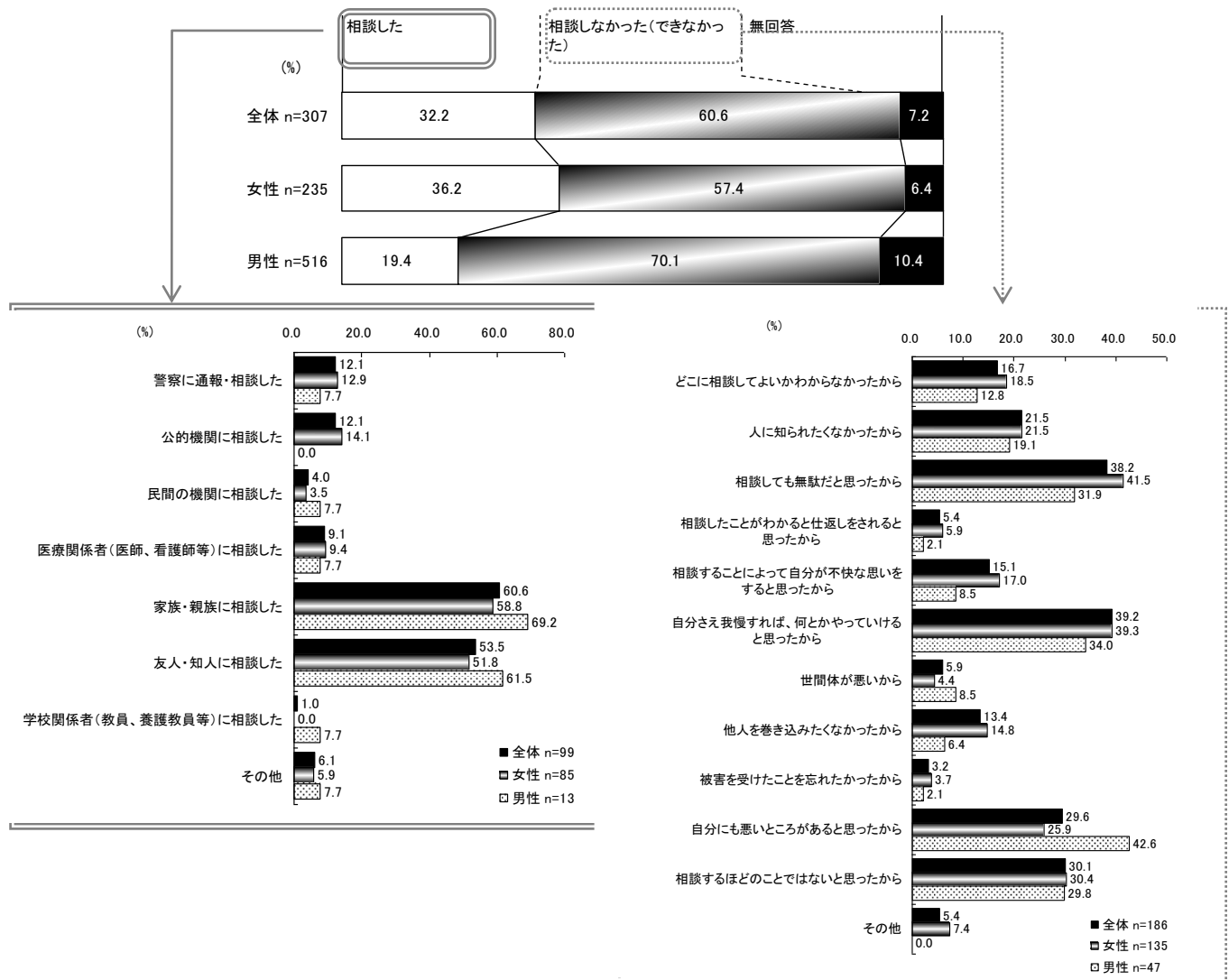


資料：市民意識調査（平成24年）

■暴力を受けた時の相談先については、「相談した」は32.2%にとどまり、多くの人が被害にあっても相談しておらず、相談した人も相談先は「家族・親族」(60.6%)や「友人・知人」(53.5%)が圧倒的に多くなっています。相談先の第3位は「警察」「公的機関」ですが、どちらも12.1%とたいへん少なく、公的機関に相談する人が少ないことがわかります。相談しなかった理由について、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」(39.2%)、「相談しても無駄だと思ったから」(38.2%)、「相談するほどのことではないと思ったから」(30.1%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(29.6%)が続いています(図表24)。

このように被害者が相談しないのは、配偶者や恋人間の暴力が重大な人権侵害であるという意識が低いことや、被害者の無力感、自己否定感が要因と考えられます。また、公的機関等へ相談したという回答が少ないことや、相談しなかった理由として「どこに相談してよいかわからなかったから」とする回答がみられることから、相談機関についてさらにPRが必要です。

図表 24 暴力を受けた時の相談状況・相談先・相談しなかった理由



資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

◇配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
15	D V 防止の意識づくり	D V に対する情報提供・働きかけを行います。	相談カード等の配布枚数	540 枚	600 枚	男女共同参画センター
16	D V 等に関する相談・支援体制の充実	適切な対応が図れる相談体制の充実を図るとともに、相談員の資質の向上に努めます。また、身近な支援の窓口として周知を図っていきます。	相談員研修受講回数	17 回	20 回以上	男女共同参画センター

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
17	D V 被害者支援関係機関の連携の強化	幅広い分野にわたる関係機関等が認識や情報を共有し、効果的に連携できるよう体制を整備します。	関係機関の担当者会議への出席回数	4 回	4 回	男女共同参画センター
18	女性の防御力の向上	女性がターゲットとなる犯罪被害から自分で身を守るための実践的な学習機会を提供します。	護身術講座開催回数	1 回	2 回以上	男女共同参画センター
19	デート D V 対策	デート D V に対する情報提供・働きかけを行います。	デート D V ミニ講座の開催回数	—	5 回以上	男女共同参画センター

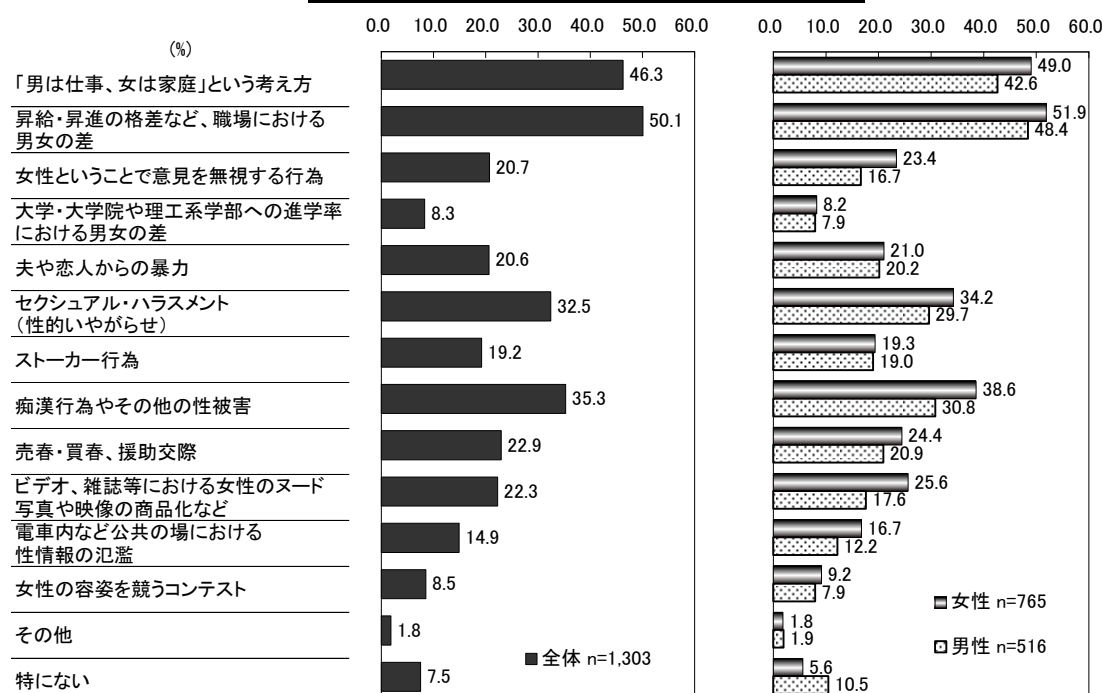
※デート DV とは、交際中の男女間で起こる暴力のことをいいます。相手を自分の思いどおりにしようと暴力で支配することにより起こります。男女共同参画センターでは教育委員会と連携し、市内中学生を対象に「デート DV ミニ講座」を開催し、将来、被害者・加害者のどちらにもならないようデート DV に対する情報提供や働きかけを行います。

主な施策(6) 女性に対する暴力の根絶

現状と課題

■女性の人権が尊重されていないと感じる割合としては、「ストーカー行為」が19.2%、「夫や恋人からの暴力」が20.6%、「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」が32.5%となっており、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の差」(50.1%)や「男は仕事、女は家庭」という考え方(46.3%)に比べると、依然として低い水準にあります。これらが女性の人権を侵害するものであるという認識を市民がもてるよう情報提供が必要です。また、「ビデオ、雑誌等における女性のヌード写真や映像の商品化など」(女性25.6%、男性17.6%)、「痴漢行為やその他の性被害」(女性38.6%、男性30.8%)では男女差がみられ、女性の人権としての認識が男性で低いことがわかります(図表25)。

図表 25 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：市民意識調査(平成24年)

■どのような理由があろうとも、暴力は許されない、許さない、という共通認識を社会全体が持つことが大切です。

図表 26 群馬県内のストーカー・配偶者からの暴力(DV)事案認知件数<参考>

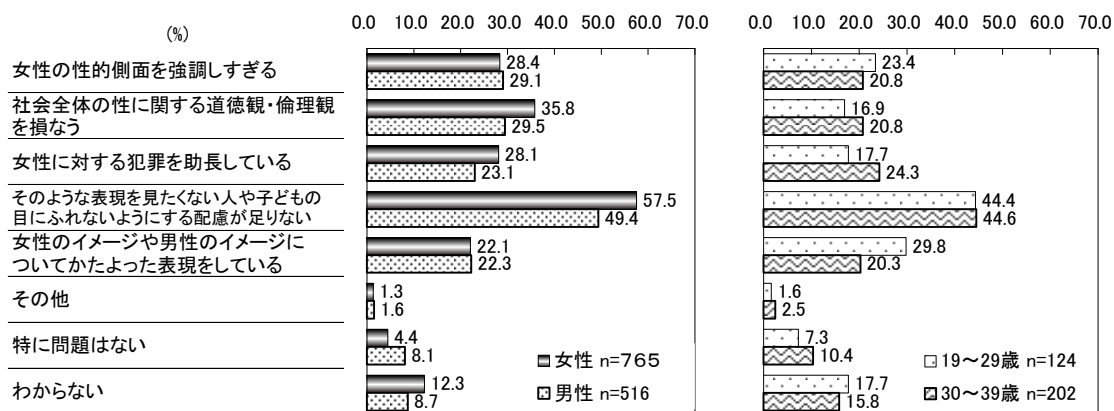
事業	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
ストーカー	537 件	548 件	485 件	408 件	356 件
配偶者からの暴力(DV)	699 件	925 件	1,070 件	991 件	914 件

資料：群馬県警察 平成 29 年度統計資料

■女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。群馬県内のストーカーや配偶者からの暴力(DV)の事案認知件数は若干減少しているものの(図表 26)、ストーカーや配偶者からの暴力(DV)被害は引続き深刻な問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図ることが必要です。

■メディアにおける性や暴力の表現について尋ねたところ、「そのような表現を見たくない人や子どもの目にふれないようにする配慮が足りない」(女性 57.5%、男性 49.4%)、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観を損なう」(女性 35.8%、男性 29.5%)、「女性に対する犯罪を助長している」(女性 28.1%、男性 23.1%)となっており、ほとんどすべての項目で女性が高率なことから女性の問題意識が強いことがうかがえます。また年齢別にみると、30 歳未満と 30 代はほとんどの項目で全体に比べ問題視していない傾向がみられます(図表 27)。若い頃から情報に振り回されずその信憑性を見極める力(メディア・リテラシー)を高めることが必要です。

図表 27 メディアにおける性や暴力の表現について



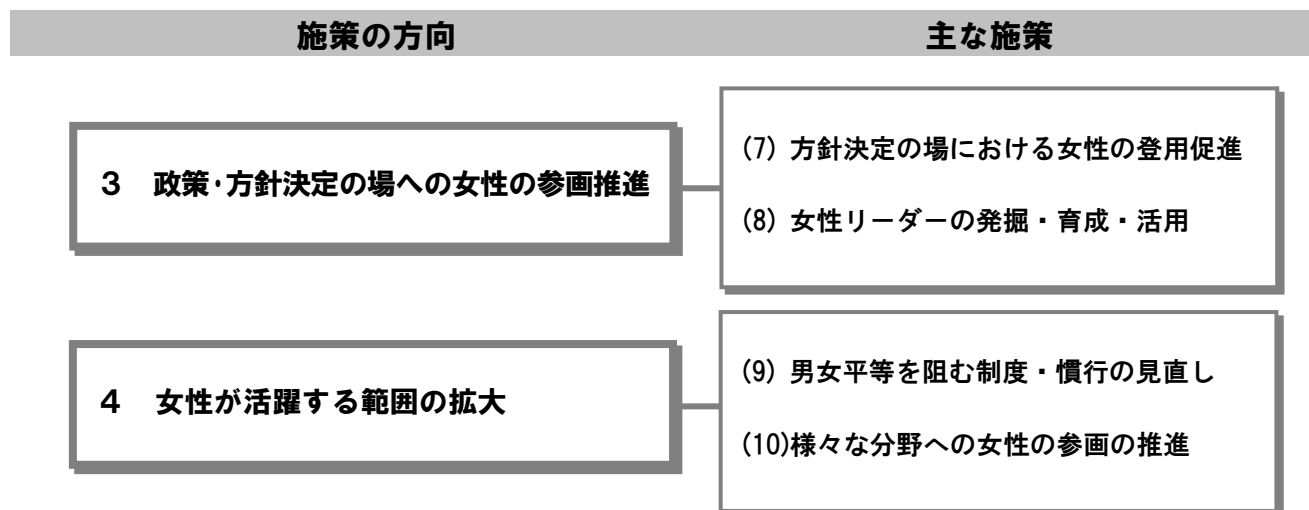
資料：市民意識調査(平成 24 年)

取組方針と具体的な施策

◇女性に対するあらゆる暴力をなくすための意識づくりや情報提供に取り組みます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度)	担 当
20	女性に対する暴力防止の働きかけ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的に広報紙やHPを通じて周知し、暴力防止に向けた意識づくりに取り組みます。	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	1 回	3 回以上	男女共同参画センター
21	セクシュアル・ハラスメント相談事業の充実	市民からの相談に適切に対応するとともに、セクハラ防止について周知します。	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報提供と相談窓口の周知	14 回	3 回以上	男女共同参画センター
22	男女平等の視点に立った情報教育の推進	高度情報化社会を主体的に生きる子どもの育成を目指して、メディアを賢く安全に使う知識・知恵、そしてルールを守って使える心を育みます。また、子どもを取り巻く様々な立場の大人に高度情報化社会の課題と対策を理解させるとともに、それぞれの役割と責任に気付かせ意識の向上を図ります。	ケータイ・インターネット教室の開催	—	推進	青少年課

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし



施策の方向 3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

主な施策(7) 方針決定の場における女性の登用促進

現状と課題

■活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。政治、経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいるものの、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です（図表 28）。

図表 28 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合＜参考＞

		(%)
政治	国会議員(衆議院)	9.5
	国会議員(参議院)	15.7
行政	本省課室長相当職以上の国家公務員	3.3
	都道府県における本庁課長相当職以上の職員	7.2
司法	裁判官	18.7
	弁護士	18.1
雇用	民間企業(100人以上)における管理職(部長相当職)	6.0
	民間企業(100人以上)における管理職(課長相当職)	9.2
教育	初等中等教育機関の教頭以上	15.2

資料：平成 29 年版男女共同参画白書 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 27 年 1 月）より一部情報を更新。原則として平成 26 年値。

■本市では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を平成 29 年度末までに 35%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、平成 28 年4月現在 25%となっています（図表 29）。審議会等への女性委員の選任についてはこれまで以上に積極的に取り組む必要があります。また、本市職員における女性の管理職は少なく（図表 30、図表 31）、登用を推進することが必要です。

図表 29 審議会等委員における女性の割合の推移

年度	実績値			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
審議会等における女性委員の割合	23.5%	26.6%	26.7%	25.0%

資料：行政管理課

まえばし Wind プラン 2014 平成 26～29 年度 実施状況報告書

図表 30 市職員における女性の割合の推移

年度	実績値(4月1日現在)			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
女性職員の割合	28.3%	28.6%	29.2%	29.7%
女性職員の人数	763 人	761 人	772 人	785 人
全職員数	2,694 人	2,660 人	2,638 人	2,635 人

資料：職員課

平成 25～28 年度 前橋の市政概要

図表 31 市管理職の女性比率の推移

年度	実績値(4月1日現在)			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
女性管理職(係長以上)の割合	13.2%	13.2%	14.0%	18.2%
女性管理職(係長以上)の人数	53 人	53 人	56 人	76 人
管理職(係長以上)の人数	402 人	400 人	399 人	417 人

資料：職員課

まえばし Wind プラン 2014 平成 25～28 年度 実施状況報告書

取組方針と具体的な施策

◇市の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。

◇市職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

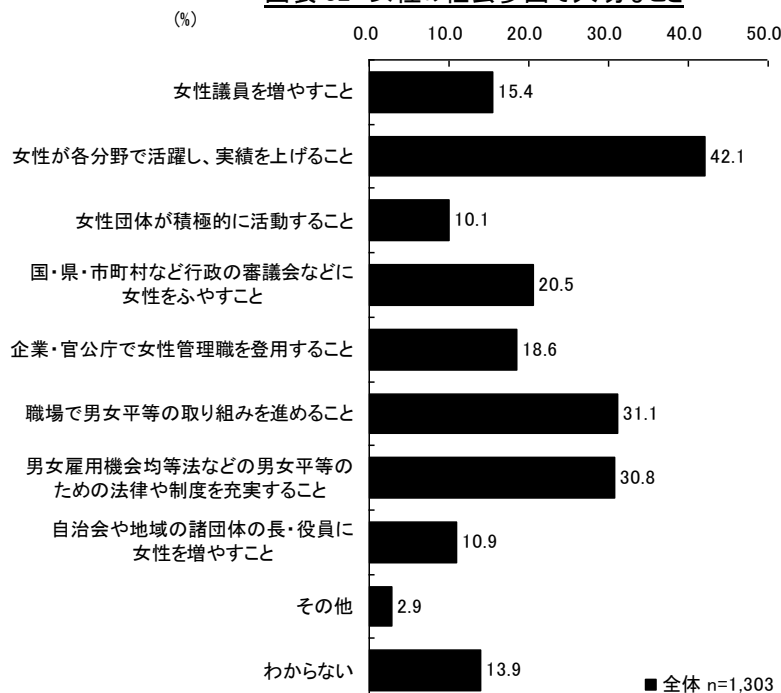
	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
23	審議会等への女性の登用促進	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	審議会等における女性委員の割合	25%	31%	行政管理課
24	市における女性管理職の登用促進	管理職適任者は、積極的に選考考査を受験するよう周知します。	係長相当職以上(副主幹以上)の女性職員の割合	—	23%以上	職員課
			市立学校の女性管理職	校長 16.2% 教頭 21.6%	校長 20% 教頭 23%	学校教育課

主な施策(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用

現状と課題

■市民意識調査では、方針決定への女性の参画を進めるために大切なことの第1位は「女性が各分野で活躍し、実績を上げること」(42.1%)で、前回調査と同様でした(図表32)。女性が実績を上げるためにも、女性が活躍しにくい社会のしくみを改める必要があります。

図表 32 女性の社会参画で大切なこと



資料：市民意識調査（平成24年）

取組方針と具体的な施策

◇リーダーとなる女性が育成される環境づくりを推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
25	女性人材発掘と育成	女性を主たる構成員とする活動団体を把握し、情報提供を行います。	情報提供回数	—	1 回以上	男女共同参画センター
26	地域リーダーへの女性の登用	女性リーダーの活躍の場を提供します。	女性を主たる構成員とする活動団体と連携した事業数	4 回	3 回以上	男女共同参画センター

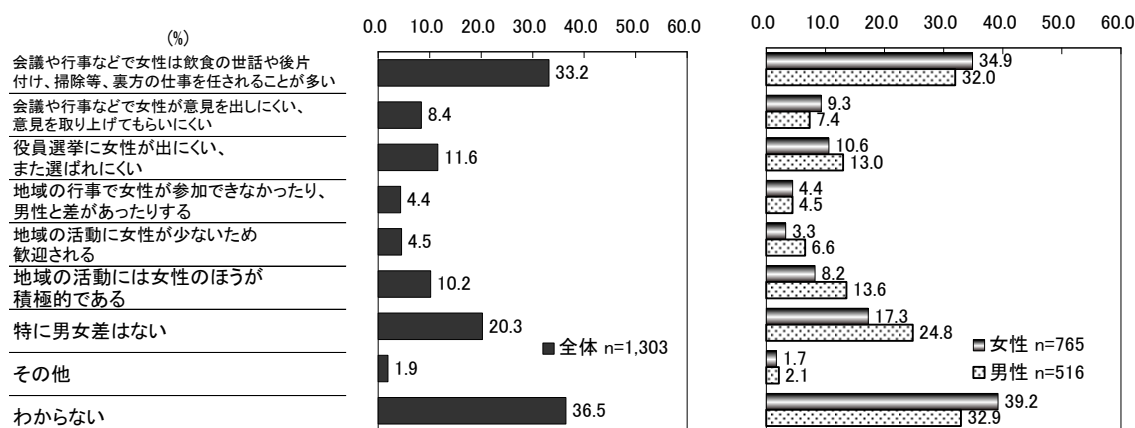
施策の方向 4 女性が活躍する範囲の拡大

主な施策(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、“男性優遇”と回答した割合は【社会通念、慣習・しきたり】において最も高く（図表 11）、また【社会全体】で男性が優遇されている原因も「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が 71.7%（図表 18）と圧倒的多数でした。家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行を見直す必要があります。
- 市民意識調査で自治会などでの状況を質問したところ、「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が 33.2%で最も多く、「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」が 11.6%で続きました。一方で「特に男女差はない」が 20.3%（女性 17.3%、男性 24.8%）となっており、感じ方に「男女差」がみられます（図表 33）。この「男女差」は、男性も女性も前回調査から変化がないことから、地域活動の場における性別に関する偏りの問題は解消されていない状況といえます。現在、地域活動を実際に運営している市民の「女性は裏方」「役員は男性」という意識を改め、男性が裏方の仕事に入ることや女性の役員が出やすい新たな方法を導入するなど、現場を変える必要があります、市も働きかけをしなければなりません。

図表 33 地域(自治会)などでの状況



資料：市民意識調査（平成 24 年）

- 自治会をはじめとする地域活動団体における方針決定の場の女性の割合や女性の参画は、依然として低い水準で推移しています（図表 34、図表 35）。

図表 34 様々な分野における方針決定の場での女性の割合

(%)

		実績値				目標値 (29年度)
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	
(参考)	校(園)長	15.6	15.8	20.0	16.2	20.0
	教頭	11.7	13.2	18.7	21.6	20.0
自治会役員		10.0	16.0	18.0	18.0	22.0
PTA 会長		23.0	25.0	22.0	26.0	27.0
子ども会育成団体連絡協議会本部役員		45.0	50.0	48.0	44.0	50.0

図表 35 地域活動団体等における女性の参画状況

(%)

		実績値				目標値 (29年度)
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	
自主防災活動組織活動(防災訓練・出前講座受講を含む)への女性の参加率		—	10.0	18.0	26.0	30.0
「ようこそまえしを進める会委員会」ワーキンググループ		11.1	9.8	10.7	17.8	22.0

■基本法第4条では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することを求めています。また、基本法第15条では男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。

■本市においても条例第3条（基本理念）の第4項において、「男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない」と定めています。また第14条では、市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員を設置しています。

取組方針と具体的な施策

◇生活に密接に関連する地域社会において、男女が共に主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に取り組みます。

◇様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、市の施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点の浸透を図ります。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
27	地域における制度・慣行の見直し	出前講座などの学習機会を提供するとともに、地域における男女平等を阻む慣習や慣行の実態を把握するため、市民アンケート調査を行います。	出前講座の実施回数	1 回	1 回以上	男女共同参画センター
28	市役所における制度・慣行の見直し	職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進します。	啓発実施	推進	推進	職員課
29	職員研修の実施	市職員への男女共同参画に関する研修を行います。	職員研修の実施回数	2 回	2 回以上	職員課
				1 回	1 回以上	男女共同参画センター

主な施策(10) 様々な分野への女性の参画の推進



現状と課題

- 全国有数の豚肉産出額を誇る本市は、地域固有の観光資源として赤城山の自然や歴史・文化等に注目しています。観光関係の業者等が設立した「ようこそまえばしを進める会」を中心に「TONTONのまちまえばし」が進められており、市は活動を支援していますが、今後は女性の積極的な参加が一層求められています。
- 防災の分野では、東日本大震災や熊本地震で明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なために避難所の運営などに支障が生じたケースがみられたことから、防災・復興に関する意思決定への女性参画の必要性が指摘されています。
また、平成24年9月の国の防災基本計画の見直しの際には、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することが盛り込まれました。
平成25年3月には、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が提示され、女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどの女性専用スペース、下着や生理用品の配布など女性の視点を取り入れることが求められました。現在、市においても、指定避難所に女性用更衣室や授乳スペースなど女性専用スペースの設置と生理用品などの女性専用品の備蓄が進められていますが、今後さらに地域の自主防災組織などへの女性参画を強力に推進していく必要があります。

取組方針と具体的な施策

◇市民の身近な生活に関わる地域活動、防災分野、観光分野において、男女共同参画の視点の導入を推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度)	担 当
30	地域における男女共同参画の推進	男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画するよう、継続的に周知していきます。	自治会役員における女性の割合	18%	22%	生活課
31	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めまします。	女性 PTA 会長の割合	26%	27%	学校教育課
			女性子ども会本部役員の割合	44%	50%	青少年課
32	防災・災害対応における男女共同参画	防災分野に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。 男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練等を通じ、日ごろからの防災分野における女性の参加者を拡大します。	自主防災組織への女性の参画	—	推進	危機管理室
		男女共同参画の視点に立った防災・災害対応の体制を確立するために、女性の参加者を拡大します。	防災に関する情報提供	2 回	2 回以上	男女共同参画センター
		消防団員確保の取組として、女性消防団員の入団促進を図ります。	女性消防団員数	1 人	30 人	消防局 (総務課)
33	観光分野における男女共同参画	新しい観光都市としての前橋づくりに取り組み、観光サービスを提供していく「ようこそまえばしを進める会」への女性の参画を促進します。	ワーキンググループの女性の参加率	17.8%	22%	観光振興課

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

施策の方向	主な施策
5 男女がいきいきと働ける環境の向上	(11)職場における男女共同参画の推進 (12)女性のチャレンジ支援 (13)農業分野への男女共同参画の推進
6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(14)すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援 (15)すべての家庭に向けた介護支援
7 ゆとりある生活の推進	(16)ワーク・ライフ・バランスの推進 (17)多様な活動への男女の参画促進

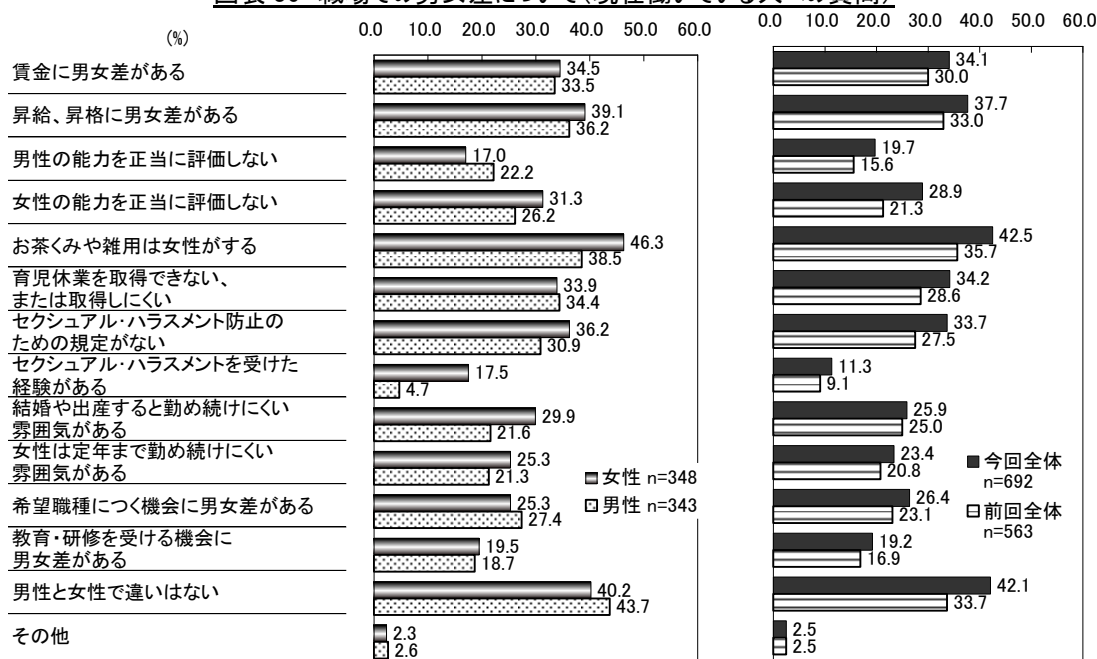
施策の方向 5 男女がいきいきと働ける環境の向上

主な施策(11) 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

■市民意識調査では、【職場】で男女が「平等」であるとの回答は 23.3%にとどまり、“男性優遇”が 53.8%と半数を超え（図表 11）、男性優遇が根強いことがわかりました。どのようなところに男女の差があるかを質問したところ、「男性と女性で違いはない」が 42.1%と前回調査から 8.4 ポイント上がりました。しかし一方では、「お茶くみや雑用は女性がする」が 42.5%（女性 46.3%、男性 38.5%）とこれを上回り、「昇給、昇格に男女差がある」が 37.7%（女性 39.1%、男性 36.2%）、「賃金に男女差がある」が 34.1%（女性 34.5%、男性 33.5%）と続いています。また、「育児休業を取得できない、または取得しにくい」（34.2%）、「セクシュアル・ハラスメント防止のための規定がない」（33.7%）も職場の課題を示しています（図表 36）。

図表 36 職場での男女差について（現在働いている人への質問）



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

■群馬県男女共同参画推進条例では、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る責務（第 6 条）を規定するとともに、普及啓発などを行う「男女共同参画推進員」の設置（第 15 条）を定めています。平成 28 年度現在、本市には 134 人が任命されています。

◇仕事と家庭が両立できる職場づくり（育児・介護休業が取得しやすい仕組みや環境の整備、男性の育児・介護休業取得促進、育児休業後の職場復帰支援、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方の導入、半日又は時間単位の休暇制度の導入）

◇女性の能力の活用（各種研修への女性の参加の推進、性別にとらわれない能力や成果に配慮した人事制度の確立）

◇男女が共に働きやすい職場環境づくり（残業の削減促進、計画的に有給休暇が取得しやすい環境づくり）

◇セクシュアル・ハラスメントの防止（セクシュアル・ハラスメント防止の方針の周知、相談・苦情受け付け窓口の整備など）

取組方針と具体的な施策

◇労働と家庭の責任に関する法律や、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主が配慮すべき事項について理解を広めていくとともに、男女共同参画を推進する事業所の動機づけを推進します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度)	担 当
34	産業振興・社会貢献 優良企業表彰の実施	男女共同参画に積極的に取り組んだ企業を表彰し、男女共同参画に対する企業の取組を促進します。	表彰企業数	1 社	8 社 (累計)	産業政策課
35	公共調達における 評価等	市の入札に参加を希望する業者の男女共同参画に対する取組を評価します。	(評価等の) 実施	実施 検討	実施	契約監理課
36	男女共同参画の視 点に立った職員の 配置	市の組織において男女共同参画の視点に立った職員の配置を行います。	個人の能力 に応じた職 域配置	推進	推進	職員課
37	市・事業者への労 働法等の情報提供	男女雇用機会均等法の順守や職場における妊産婦保護 ³ の推進等、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。	情報提供	—	通年で推進	産業政策課
			情報提供回 数	—	2 回	男女共同 参画セン ター

³妊産婦保護：

妊娠届出時、働く女性については、母子健康手帳とともに母子健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）が配布されます。主治医等は、妊娠中または出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合に、この「母健連絡カード」に必要な事項に記入して渡します。妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主にカードを提出し、事業主はカードの記入事項に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じることとなっています。

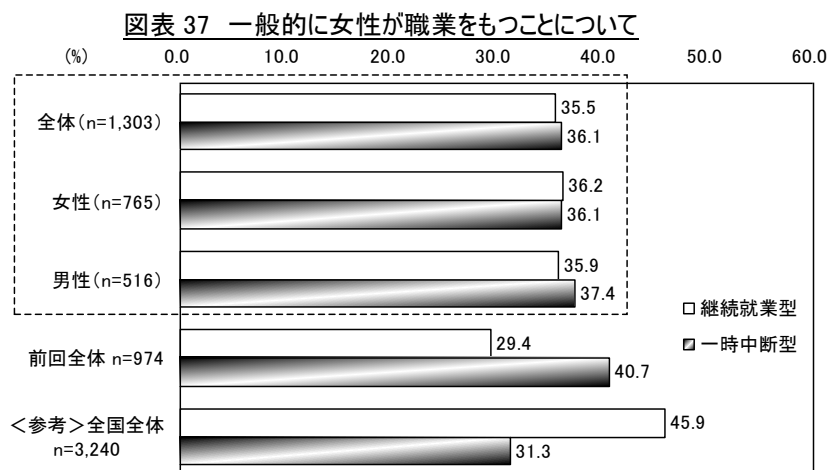
主な施策(12) 女性のチャレンジ支援

現状と課題

■本市においても女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる20代後半から30代にかけて低下するM字カーブを描いています(P16、図表9)。

一般的に女性が職業をもつことについて、市民意識調査では「一時中断型」(「子どもが成長したら再びもつ方がよい」)が36.1%、「継続就業型」(「子どもができてても職業を続ける方がよい」)が35.5%と両者が拮抗しています。前回調査では一時中断型(40.7%)が継続就業型(29.4%)を大きく上回っていましたが、両者の差が大幅に縮小しました。参考として、全国調査(平成21年)では継続就業型が一時中断型を大きく上回っています(図表37)。

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要となっています。



資料：市民意識調査(平成24年・19年・平成21年世論調査)

取組方針と具体的な施策

◇女性が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けたチャレンジを支援します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度)	担 当
38	再就職支援	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催します。	ジョブセンターまえばしの就職決定者数	—	300 人	産業政策課
39	起業家支援	起業を志す人を対象に、性別にかかわらず起業を成功させるために必要な知識を習得するセミナーを開催します。	セミナー参加人数	—	30 人	産業政策課

主な施策(13) 農業分野への男女共同参画の推進

現状と課題

■本市農業委員会において、平成29年7月以降、農業委員24人のうち女性農業委員は4人です。農林水産業分野では、女性の働きが大きなウェイトを占めているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識が強い分野といわれており、今後、一層啓発を進めていく必要があります。

■平成28年度における本市の専業農家の家族経営協定締結戸数は323戸で、締結割合は25.4%となっており、少しずつ増加しています。(図表38)。

■国の農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化⁴」を推進することが必要であるといわれています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農林水産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。

農林水産業や商工業等で自営業に従事する女性が、実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていくことはもちろんのこと、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが必要です。

図表 38 家族経営協定の推移

	実績値			
	平成 25年度	26年度	27年度	28年度
専業農家への家族 経営協定の締結割 合	22.4%	23.3%	24.3%	25.4%
専業農家への家族 経営協定の締結戸 数	285戸	296戸	309戸	323戸

(専業農家数 1,268 戸、2015 農林業センサス)

資料：農業委員会事務局

⁴ 6次産業化：

農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、6次産業化を推進しています。

取組方針と具体的な施策

◇農業に従事する女性が農業に魅力とやりがいをもって、能力と個性を発揮できる環境を整えます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
40	家族経営協定の促進	農業に従事する女性の地位向上や世帯員各個人の意欲増進を図るために家族経営協定の促進を図ります。	家族経営協定締結割合	25.4% 323 戸	31.2% 1,268 戸	農業委員会事務局
41	農村女性活動の活性化支援	女性農業団体との意見交換会や積極的な情報発信を行うなど、女性団体のネットワーク化について支援していきます。	意見交換会等の回数	4 回	6 回	農政課
42	農業起業家への支援	女性の社会参画に向けた啓発や農林水産物の加工等による起業について支援を行います。	販売促進イベントや研修会等への参加回数	—	20 回	農政課

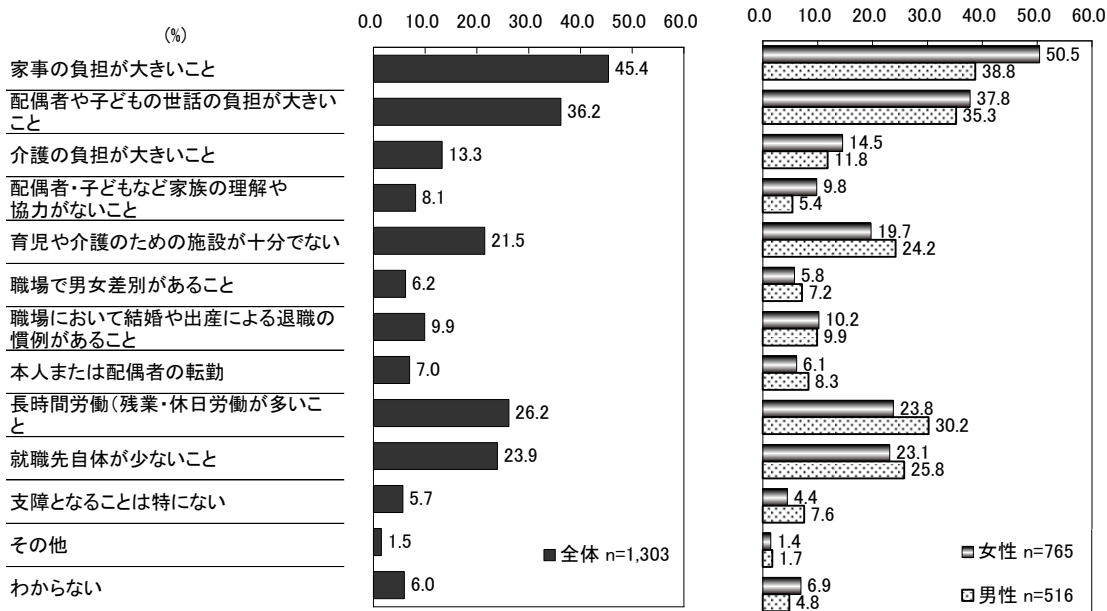
施策の方向 6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

主な施策(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援

現状と課題

■働く上での支障について、「家事の負担が大きいこと」45.4%（女性 50.5%、男性 38.8%）と「配偶者や子どもの世話の負担が大きいこと」36.2%（女性 37.8%、男性 35.3%）の2項目が大変多く、どちらも女性の方が高率となっているのが特徴です（図表 39）。家事・育児などが女性に集中する現状を改めるよう、男性への働きかけが求められています。

図表 39 男女が働く上で支障となること



資料：市民意識調査（平成 24 年）

■平日における家事・育児・介護の時間をみると、男性は「1 時間」、女性は「4 時間 37 分」で、夫婦の就業形態別でみても、男性は「共働き」「準共働き」「非共働き」で差がありません（図表 39）。家事・育児・介護に費やす時間は女性が男性の約 4.5 倍にのぼり、特に末子が就学前の場合はその差が顕著です。前回調査との比較においても男女差は拡大しており、家庭生活における男女の仕事の分担は進んでいない状況です。男性の労働時間、とりわけ子育て世代の男性の労働時間が多いことが、家庭生活の時間に影響を与えていると考えられ、ワーク・ライフ・バランスを推進する視点からも、男性の長時間労働の改善が必要です。

図表 39 共働き状況別家事・育児・介護の平均時間(1日)

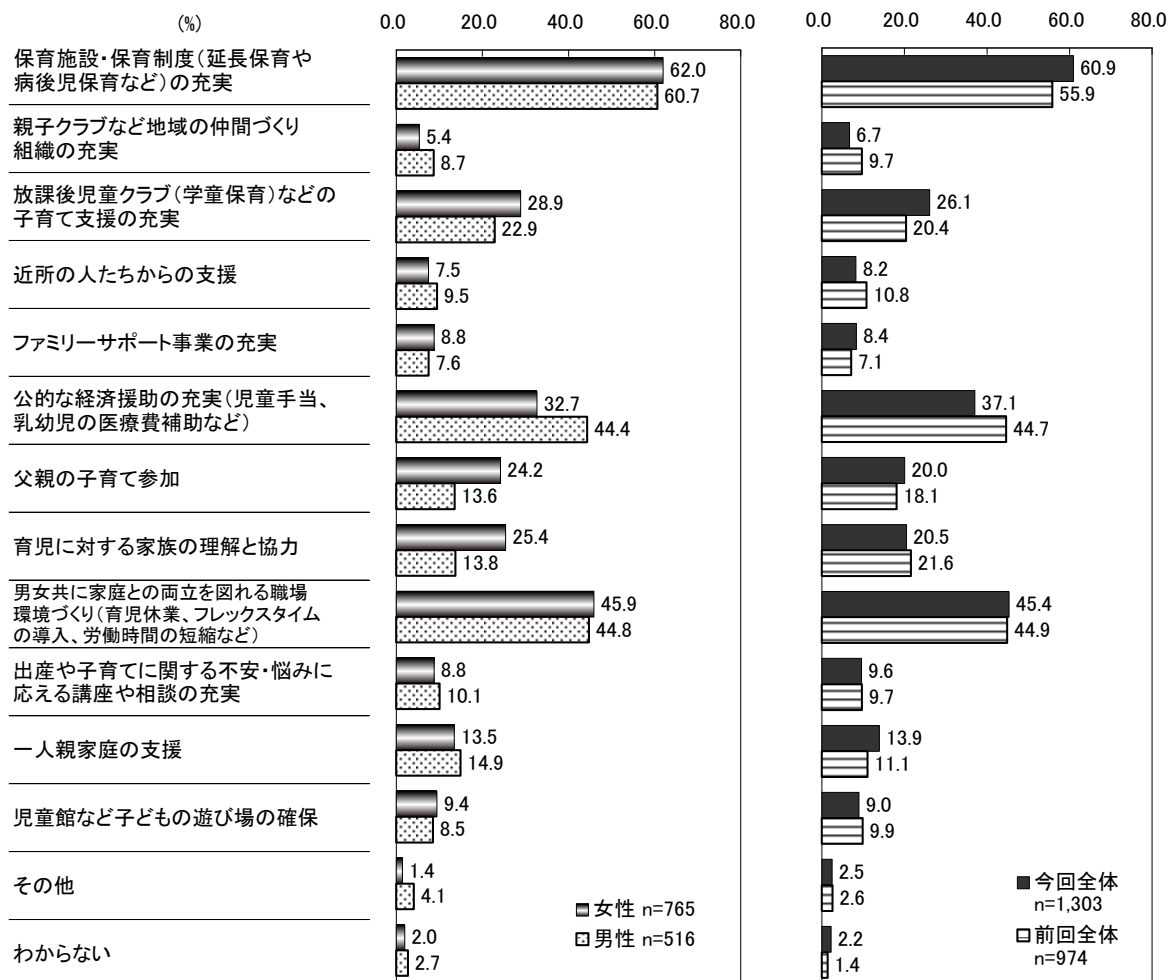
		共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
全体 n=1,303	3 時間 17 分	2 時間 52 分	3 時間 21 分	4 時間 59 分
女性 n=765	4 時間 37 分	4 時間 03 分	4 時間 53 分	7 時間 05 分
男性 n=516	1 時間 00 分	1 時間 06 分	0 時間 48 分	1 時間 02 分

資料：市民意識調査（平成 24 年）

■子どもを安心して生み育てる環境整備に必要なことは、「保育施設・保育制度（延長保育や病後児保育など）の充実」（60.9%）が最も多く、次いで「男女共に家庭との両立を図れる職場環境づくり（育児休業、フレックスタイムの導入、労働時間の短縮など）」（45.4%）、「公的な経済援助の充実（児童手当、乳幼児の医療費補助など）」（37.1%）が続いています。なお、女性は「放課後児童クラブ（学童保育）などの子育て支援の充実」「育児に対する家族の理解と協力」「父親の子育て参加」が多くなっています（図表 40）。

前回調査との比較では、「放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」と「保育施設・保育制度（延長保育や病後時保育など）の充実」はやや増加しており、「小一の壁」といわれる就学前の保育サービスと小学校入学後の保育サービスの落差等による継続就業の難しさが垣間みられます。労働条件の改善など男性が家事等を担える条件づくり、育児・介護等への公的な支援の拡充が求められています。

図表 40 子どもを安心して生み育てる環境に必要なこと



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

■住民同士の支え合いを基本とするファミリー・サポート・センターについては、登録会員数並びに年内利用件数は、ほぼ横ばいの状況です（図表 41）。

図表 41 ファミリー・サポート・センター会員数の推移

	実績値			
	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
登録会員数(人)	1,560	1,640	1,646	1,631
お願い会員	1,140	1,197	1,185	1,158
まかせて会員	325	340	352	394
どちらも会員	95	103	109	79
年間利用件数(件)	5,900	6,119	5,499	5,520

資料：子育て施設課 平成 25～28 年度実施状況報告書

■一方、働いている働いていないに関わらず、「子どもの病気や発育」（51.6％）と「子育てに伴う経済的負担」（50.5％）が子育て不安としてあげられています。中でも女性は「家族が子育てに協力しない」「子育てを手伝ってくれる人がいない」が特に多く、子育ての孤立化も心配されます。特に子どもが低年齢の時には子育て不安が高く、孤立化が高じると虐待に至るケースも発生しています。

取組方針と具体的な施策

◇男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
43	多様な保育サービスの提供	保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業の充実を図ります。	実施箇所	109	110	子育て施設課
44	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を行いたい人と受けたい人たちが会員となって、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援します。	ファミリー・サポート・センター登録会員数の利用件数	1,631 人 5,520 件	1,600 人 6,300 件	子育て施設課
45	放課後児童クラブの拡充	大規模児童クラブの分割と既存公設クラブを拡充します。	放課後児童クラブ利用者数	3,296 人	3,942 人	子育て施設課
46	パパママ教室・マタニティセミナーの開催	妊娠中に具体的な子育ての方法を学び母親・父親がスムーズに育児ができるようパパママ教室・マタニティセミナーを開催します。	パパママ教室・マタニティセミナー参加人数	1,457 人	パパママ教室 700 人 マタニティセミナー 650 人	子育て支援課

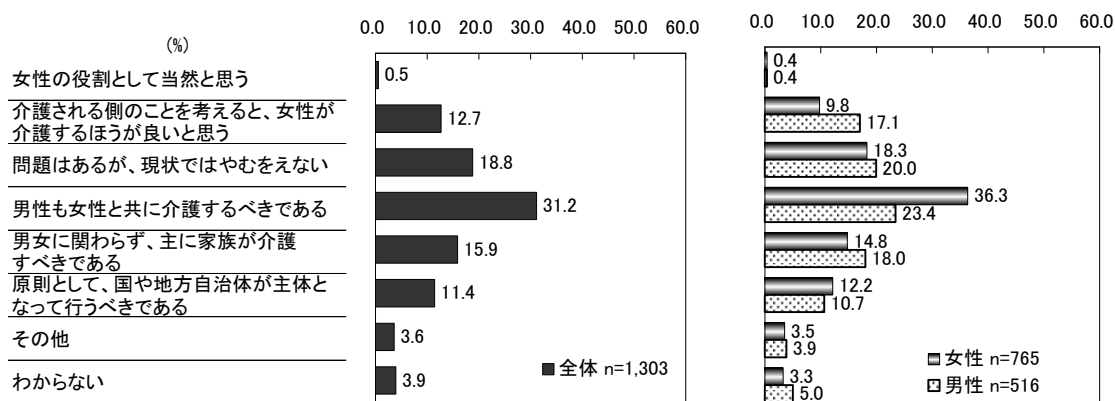
	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
47	子育て支援の充実 及び男性の利用の 促進	地域子育て支援拠点事業、乳 幼児の育児支援事業、幼児教育 センター事業の充実を図りま す。また、父親等男性の利用を 促進します。	・地域子育て 支援センター 利用者数	91,158 人	80,200 人	子育て施 設課
			・元気保育 園利用者数	7,743 人	6,000 人	
			・認定こど も園の子育 て支援事業	—	33,800 人	
48	子育て相談体制の 充実及び男性の利 用の促進	各施設の子育て相談、就学・ 発達相談体制の充実を図りま す。また、父親等男性の利用を 促進します。	乳幼児育児 支援参加数	・あそび相談 24回727組 ・離乳食講習会 18回539組 ・すこやか健康教室 81回3305人	・あそび相談 24回700組 ・離乳食講習会 18回600組 ・すこやか健康教室 75回2700人	子育て支 援課
			子育て支援 井戸端会議 回数	5 回	3 回	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
			家庭児童相 談・こども 発達支援相 談件数	2,349 件 (家庭) 1,642 件 (こども 発達)	2,500 件 (家庭) 1,800 件 (こども 発達)	子育て支 援課
			相談対応に おける合意 形成の割合	—	100%	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
			教育相談 同意できた 割合	100%	100%	総合教育 プラザ(特 別支援教育 室)

主な施策(15) すべての家庭に向けた介護支援

現状と課題

■高齢者介護が女性の役割になりがちなことについて、「男性も女性と共に介護するべきである」が31.2%と最も多く、「問題はあるが、現状ではやむをえない」が18.8%が続いています。性別でみると、女性は「男性も女性と共に介護するべきである」が36.3%と男性(23.4%)を大きく上回っています(図表42)。社会全体で介護を担う、性別にかかわらず担うという体制の整備が必要です。

図表 42 高齢者介護が女性の役割になりがちなこと



資料：市民意識調査（平成24年）

取組方針と具体的な施策

◇家族介護者の負担が軽減されるよう、相談体制の充実や住民の支え合いを推進するとともに、要介護者や障害者の状態に応じた多様なサービスを整備していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
49	介護サービスの充実	介護保険のサービス基盤整備、介護予防・生活支援の拠点整備を行います。	介護基盤の整備量	3,173 人	3,540 人	長寿包括ケア課
50	介護についての相談体制の充実	総合相談・権利擁護・虐待防止等の地域のネットワークづくりを行います。	地域ケア会議の開催数	106	150	長寿包括ケア課
51	地域支援事業の充実	サロンや自主グループづくり支援や地域住民のボランティア育成を行います。	介護予防サポーター・認知症サポーター登録者数	19,456 人	25,000 人	長寿包括ケア課

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
52	障害のある人の介護者への生活支援	日中一時支援事業を行い、心身障害児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。	日中一時支援事業の延利用人数	3,109 人	4,300 人	障害福祉課

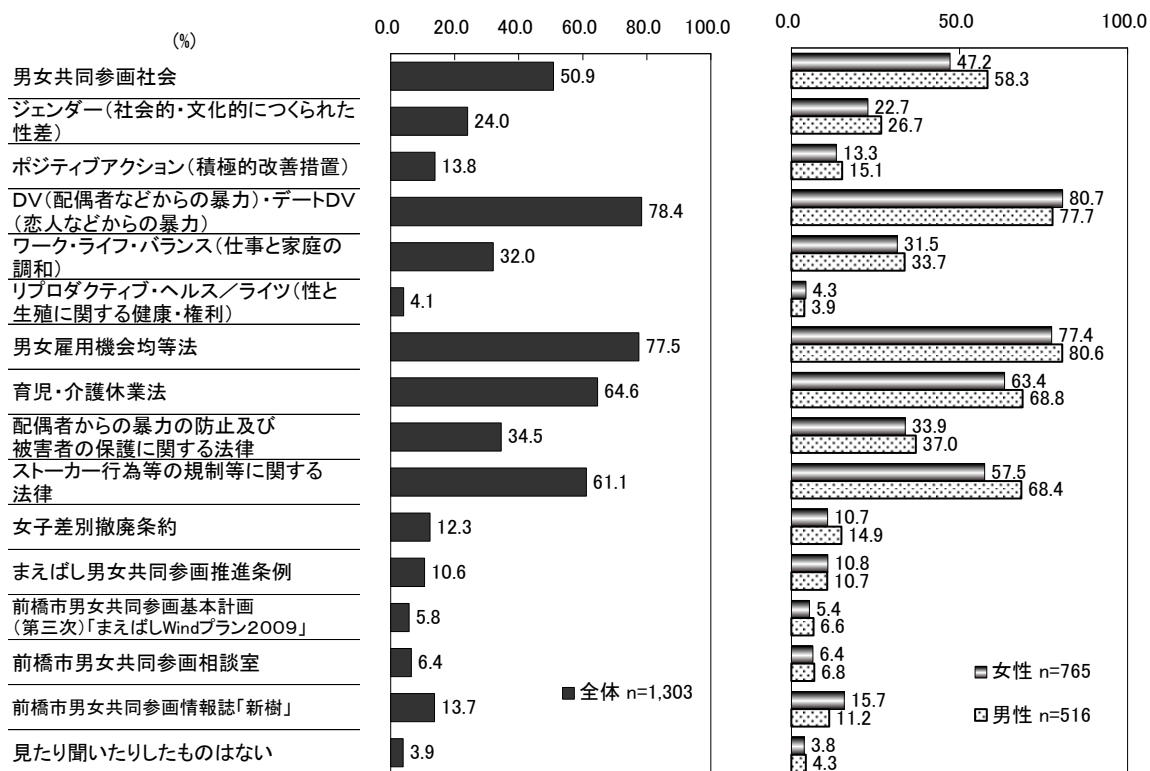
施策の方向 7 ゆとりある生活の推進

主な施策(16) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- 国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直すことなどにより、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要なもので、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。
- 男女共同参画に関係する各種の法律・制度・用語について「見たり聞いたりしたこと」があるかを聞いた質問では、「男女共同参画社会」が50.9%とようやく半数を超えました。一方、「男女雇用機会均等法」(77.5%)、「育児・介護休業法」(64.6%)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(61.1%)と、概して法律の認知度が高くなっています。これに対して、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」は32.0%と3分の1にとどまっています(図表43)。国の法律と異なり、市の施策や関連用語についてはマス・メディアを通じて接することが少なく、一層の広報が必要です。

図表 43 男女共同参画に関する用語や施策の認知度



資料：市民意識調査(平成24年)

取組方針と具体的な施策

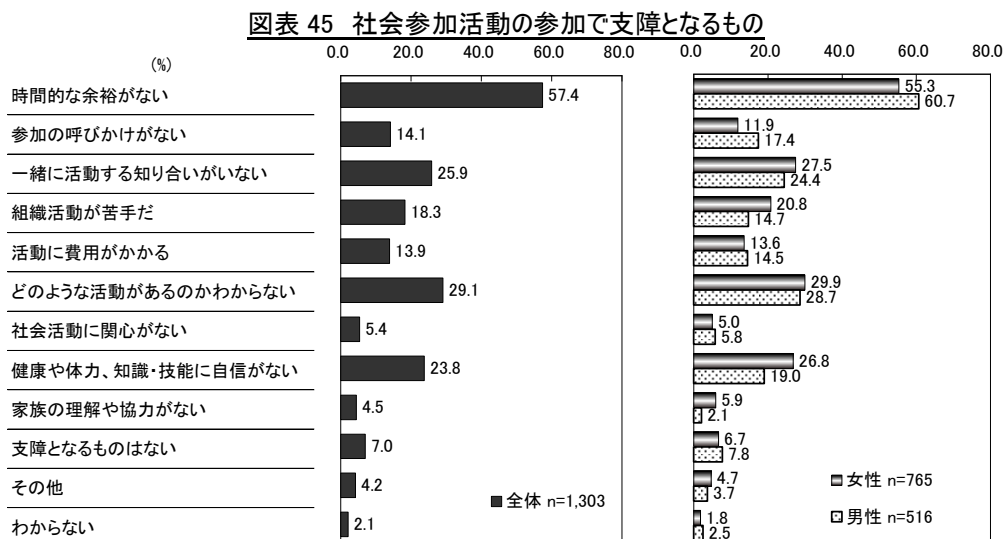
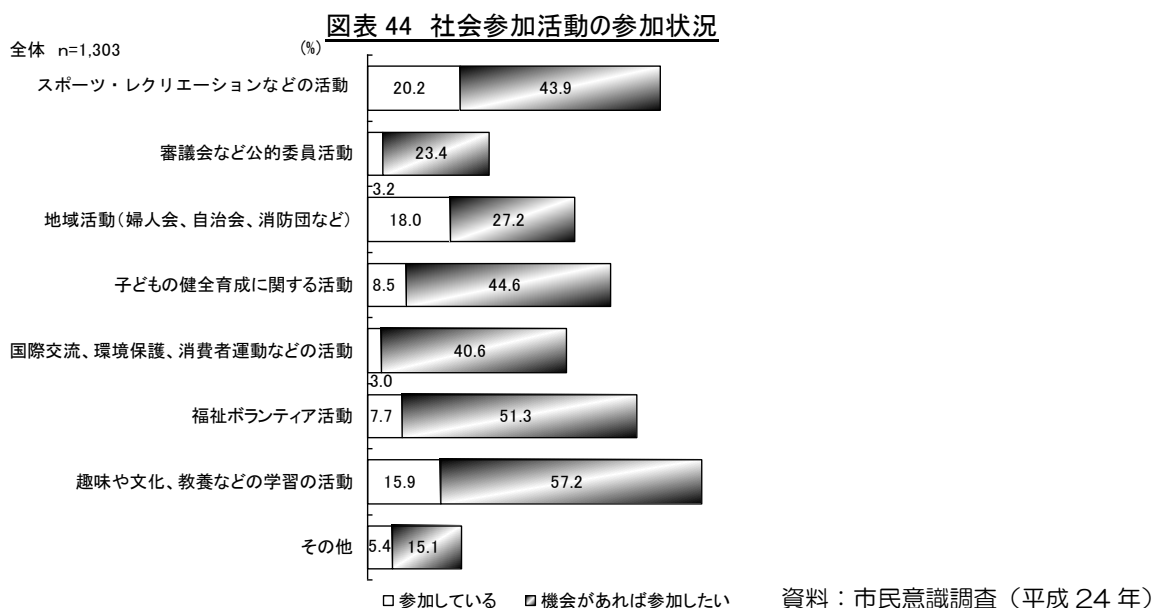
◇仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
	両立支援対策	仕事と家庭、地域活動、趣味等との両立支援のための情報提供、働きかけを行います。	情報提供、働きかけの回数	1 回	2 回以上	男女共同参画センター
53	新規 男性の育児参加のための休暇の取得促進	男性職員の育児参加のための休暇の取得を促進します。	休暇の取得率	—	推進	職員課
54	育児・介護休業法の制度活用	事業主や労働者に育児休業・介護休業制度について情報提供を行い、制度の普及定着を推進します。	市の助成金の利用件数	9 件	10 件	産業政策課
55	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行います。また、市内企業等の具体的な取組について紹介していきます。	ワーク・ライフ・バランスの周知回数	—	2 回以上	男女共同参画センター

主な施策(17) 多様な活動への男女の参画促進

現状と課題

■現在参加している活動は「スポーツ・レクリエーションなどの活動」(20.2%)、「地域活動(婦人会、自治会、消防団など)」(18.0%)、「趣味や文化、教養などの学習の活動」(15.9%)で、機会があれば参加したいものとしては、「趣味や文化、教養などの学習の活動」(57.2%)、「福祉ボランティア活動」(51.3%)、「子どもの健全育成に関する活動」(44.6%)があがっています(図表44)。「参加している」活動は、すべての活動において前回調査を下回っており、「機会があれば参加したい」も下回るなど全体的に低調な傾向がみられます。社会参加する上で支障になる要因として、57.4%が「時間的な余裕がない」をあげていますが、女性は「健康や体力、知識・技能に自信がない」と「組織活動が苦手だ」、男性は「参加の呼びかけがない」が多くなっています(図表45)。全体としては、忙しすぎる働き方や家族の世話の大変さで、地域活動に参加する意欲も低下している様子が見られます。



取組方針と具体的な施策

◇男女市民の主体的な社会参加活動を支援していきます。

	具体的な施策	内 容	指 標	28 年度	目標値 33 (2021) 年度	担 当
56	子育て・親子支援 講座参加への促進	子育てに関する学びや地域活動への参加を促すため、男性の育児参加の促進も含め、性別に関わりなく、誰もが参加しやすい「子育て・親子支援」をテーマとした講座を開催します。	講座の回数	15 回	16 回 (公民館で 各 1 回)	生涯学習課
57	市民ボランティア 活動の促進支援	公設民営化した市民活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア・市民活動の大きなつながりを目指し、パートナーシップによる市民活動の醸成、情報発信、市民参加の促進を図ります。	市民活動支援センターの登録団体数の増加	306 団体	350 団体	生活課



第5章 推進体制

1. 市の推進体制の充実

(1) 職員意識の向上

- ◇所属ごとに「男女共同参画推進責任者」を設置し、各課の底上げを図り、全庁をあげて男女共同参画を推進します。
- ◇職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進します。

(2) 活動拠点の整備

- ◇本市の男女共同参画推進の核となる機能について、引き続き、市の財政状況や市民の要望をみながら検討します。

2. 国・県・関係機関等との連携協力

(1) 市民・事業者・団体とのパートナーシップの確立

- ◇男女共同参画社会の推進には、あらゆる分野での取組が必要であることから、様々な民間団体や企業との連携を推進していきます。

(2) 他自治体等との情報交換・交流

- ◇国・県等が主催する女性施策に関する研修会等へ職員を派遣し、広く情報を収集します。
- ◇国・県や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

3. 計画の進行管理

(1) 庁内推進会議による総合的な調整

- ◇毎年度、実施している各事業の進捗状況調査を行うとともに、各指標の状況についても報告を行い、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 市民等の意見の反映

- ◇「前橋市男女共同参画審議会」において事業の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見・助言を施策に反映させます。



資料編

1. 前橋市男女共同参画基本計画（第四次）まえばし Wind プラン 2014 後期計画 策定経過

年 月	市民	男女共同参画審議会等	市
平成 29 年 4 月			・ 庁内推進会議メンバー（各部長）決定 ・ ネットワーク会議メンバー（施策担当課）決定
5 月		・ 審議委員の公募（5 月 1 日号広報まえばしに掲載）	・ 平成 28 年度実施状況報告書を作成
6 月			
7 月		27 日 ・ 審議委員委嘱式 ・ 第 1 回審議会（平成 28 年度実施状況について、中間改訂について） ・ 市長から第四次男女共同参画基本計画の中間改訂について諮問	12 日 ・ 第 1 回ネットワーク会議
8 月			・ 具体的施策ヒアリング
9 月			・ 計画案修正・検討 ・ 各課調整
10 月			・ 計画案づくり
11 月		28 日 ・ 第 2 回審議会（中間改訂について）	17 日 ・ 第 2 回ネットワーク会議
12 月		12 日 ・ 学識委員打ち合わせ（中間改訂についての答申案検討）	・ 計画案等各課調整
平成 30 年 1 月		・ 学識委員答申案作成	
2 月		16 日 ・ 第 3 回審議会（答申案について）	
3 月		・ 答申	・ 庁内推進会議 ・ 後期計画策定、市長決裁 ・ 後期計画印刷
4 月	・ 後期計画公表		・ 庁議、市民経済常任委員会への報告

2. 前橋市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日

平成 29 年 7 月 1 日現在

(敬称略)

氏 名	職 業 ・ 所 属 等	区 分
さいとう 斎藤 まどか 周	群馬大学教授	学識経験者
みやざき 宮崎 ふみえ 文恵	弁護士	
まえだ 前田 ゆ み こ 由美子	共愛学園前橋国際大学地域共生研究センター研究員	
こうさか 高坂 てつや 哲也	前橋市人権擁護委員会	関係機関・関係団体代表
あべ 阿部 はるこ 晴子	NPO法人ウィメンズウイルぐんま	
ほしの 星野 みちほ 三智保	NPO法人エンパワメントぐんま	
やじま 矢嶋 てるお 照雄	前橋市国際交流協会	
み たけ 見竹 ことな 琴名	群馬大学 学生	
たかはし 高橋 こういちろう 洸一郎	前橋市私立保育園長連絡協議会	
なかやま 中山 ようこ 洋子	前橋市生涯学習奨励員連絡協議会	
いしかわ 石川 なおみ 直美	前橋商工会議所女性会	
ちば 千葉 ゆうこ 裕子	群馬労働局雇用環境・均等室長	
つちや 土屋 たかし 孝	公 募	市民代表
いのまた 猪又 すすむ 奨	公 募	
いけだ 池田 のりこ 典子	公 募	

3. まえばし男女共同参画推進条例

平成15年3月28日

条例第1号

改正 平成18年3月29日条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策等（第8条—第10条）

第3章 推進体制等（第11条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。

前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下での平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある21世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、その言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策又は方針の立案からその決定までのすべての意思決定の場に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、市、市民及び事業者の相互の協力と主体的な取組により行うよう配慮されなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われなければならない。

(平18条例7・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、必要に応じ、市民、事業者、国、県等と相互に連携し、及び協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、男女共同参画の推進を阻害する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動を行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる事項を基本として施策を講ずるものとする。

- (1) 教育の場における男女共同参画を推進するための必要な措置及び支援を行うよう努めること。
- (2) 市民の育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動との両立のための支援を行うよう努めること。
- (3) 男女が互いに性について理解を深め、思春期、妊娠・出産期その他の生涯にわたる心身の健康を保持するための支援を行うよう努めること。
- (4) 市における政策の立案及び決定過程への女性の参画の機会の拡大を図るよう努めること。
- (5) 男女共同参画を推進するための調査研究を行うとともに、市民及び事業者への情報の提供を行うこと。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第13条に規定する前橋市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、男女共同参画推進施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第3章 推進体制等

(相談等)

第11条 市は、市民又は事業者からの性別による権利侵害その他の男女共同参画に関する相談に応じ、必要があると認めるときは、関係機関と連携を図りながら、その市民又は事業者を支援するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、学習その他の活動の拠点となる場の確保に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第13条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するため前橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画推進施策の実施状況に関する事項

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。
- 4 審議会は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(男女共同参画推進施策調査委員)

第14条 市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2 調査委員は、市長に、前項の規定による調査の結果を報告するとともに、必要があると認めるときは、助言し、又は改善のための意見を述べることができる。

3 市長は、前項の報告、助言又は改善のための意見を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、調査委員に関し必要な事項は、市規則で定める。

第4章 雑則

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条第2項（審議会に係る部分に限る。）及び第13条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分を除く。）） 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日

（平成15年規則第46号で平成15年6月16日から施行）

(2) 第11条及び第14条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分に限る。）） 平成15年10月1日

附 則（平成18年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 前橋市男女共同参画審議会運営規則

平成15年5月7日

規則第47号

改正 平成16年3月31日規則第18号

平成18年3月30日規則第19号

平成25年3月29日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、まえばし男女共同参画推進条例（平成15年前橋市条例第1号）第13条第6項の規定に基づき、前橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

2 会議録は、会長及び会長が指定する出席委員1人が署名する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部生活課において処理する。

(平16規則18・平18規則19・平25規則42・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年6月16日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

5. 前橋市男女共同参画推進施策調査委員規則

平成15年9月25日

規則第58号

改正 平成16年3月31日規則第18号

平成18年3月30日規則第19号

平成19年3月29日規則第9号

平成25年3月29日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、まえばし男女共同参画推進条例（平成15年前橋市条例第1号）第14条第4項の規定に基づき、前橋市男女共同参画推進施策調査委員（以下「調査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査委員)

第2条 調査委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 調査委員は3人以内とする。

3 男女のいずれか一方の調査委員の数は、2人を超えることができない。

4 調査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の調査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査の依頼等)

第3条 市長は、男女共同参画推進施策に関し市民又は事業者から要望、苦情その他意見（以下「意見等」という。）の申出があった場合において、必要があると認めるときは、申出のあった年月日並びに申出の趣旨及び理由を明らかにして、調査委員に調査を依頼するものとする。

(調査委員の職務等)

第4条 前条の規定による依頼を受けた調査委員は、関係部課に対して、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

2 調査委員が市長に対する報告、助言又は改善のための意見の決定を行うときは、合議によるものとする。

(会議の公開)

第5条 調査委員の合議による会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、調査委員の合議により、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）第6条に規定する非公開情報に関する事項

(2) その他会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

(平19規則9・一部改正)

(守秘義務)

第6条 調査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(措置状況等の報告)

第7条 市長は、市民又は事業者からの意見等の申出状況及び調査委員の決定等に基づき講じた措置について、調査委員に報告するものとする。

(庶務)

第8条 調査委員の庶務は、市民部生活課において処理する。

(平16規則18・平18規則19・平25規則42・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第9号) 抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

6. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において

て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

らない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分

の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き

続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親

族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いといと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前二項の場合について準用する。
（第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18

条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の

うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(以下略)

8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 事業主行動計画等

第 3 章の 1 事業主行動計画策定指針（第 7 条）

第 3 章の 2 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）

第 3 章の 3 特定事業主行動計画（第 15 条）

第 3 章の 4 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）

第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）

第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）

附則

総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の策定等

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者

二 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第 10 条第 2 項の規定に違反した者

二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者
(平二九法一四・一部改正)

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

社会保険労務士法の一部改正)

第 5 条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 20 号の 26 の次に次の一号を加える。

20 の 27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

内閣府設置法の一部改正)

第 6 条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

平成 38 年 3 月 31 日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第 5 条第 1 項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

附則（平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定公布の日
二及び三 略

四 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第 10 条第 10 項第 5 号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第 38 条第 3 項の改正規定（「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。）、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第 1 項及び第 51 条の項及び第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 第 1 項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成 30 年 1 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第 34 条 この法律（附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

9. 市民意識調査の概要

	男女共同参画に関する市民意識調査	＜参考＞ 前回調査
調 査 対 象	市内在住の 18 歳以上の男女	市内在住の 18 歳以上の男女
標 本 数	3,000	3,000
抽 出 法	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出(平成 24 年 7 月 1 日現在)	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出
調 査 方 法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回収率	43.4%	32.5%
調 査 時 期	平成 24 年 7 月	平成 19 年 7 月

10. 男女共同参画のあゆみ

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
1945 (昭和 20 年)			衆院法改正 (成年女子に参政権) 国連発足 (国連憲章採択)
1946 (昭和 21 年)			初の婦人参政権行使 (女性 39 名当選) 日本国憲法公布 (翌年施行)
1947 (昭和 22 年)			改正民法公布 (翌年施行) 家父長制度廃止
1948 (昭和 23 年)			「世界人権宣言」採択
1956 (昭和 31 年)			日本国連加盟可決
1967 (昭和 42 年)			「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
1972 (昭和 47 年)			勤労婦人福祉法公布・施行 (昭和 60 年男女雇用 機会均等法と改称)
1975 (昭和 50 年)			「婦人問題企画推進本部」設置 総理府「婦人問題担当室」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 国際婦人年 国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択 (メキシコシティ)
1976 (昭和 51 年)			民法等の一部を改正する法律施行 (離婚後も婚姻 中の姓を称することができる) 「国連婦人の十年」開始 (～1985 年)
1977 (昭和 52 年)			「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」開館
1979 (昭和 54 年)		県民生活部婦人児童課に「婦 人対策係」設置 「群馬県婦人問題懇談会」設置	「女子差別撤廃条約」採択
1980 (昭和 55 年)		「新ぐんま婦人計画」策定 群馬県婦人大学開催 (第 1 回) 婦人国外研修実施 (第 1 回中国) 群馬婦人の集い開催	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペン ハーゲン) 「女子差別撤廃条約」に署名 (日本含む)
1981 (昭和 56 年)			民法等の一部を改正する法律施行 (配偶者の相続 分 1/3 から 1/2 へ) 「ILO 第 156 号条約」の採択 (男女労働者、特 に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等 待遇に関する条約)
1985 (昭和 60 年)		国連婦人の十年最終年記念群 馬県大会	国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 (父 母両系主義採用等) 「女子差別撤廃条約」批准、7/25 発行 「国連婦人の十年」最終年世界会議 (ナイロビ) で「ナイロビ将来戦略」採択 「男女雇用機会均等法」成立
1986 (昭和 61 年)			婦人問題企画推進本部、構成省庁を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議 (婦人問題企画推進 会議の後身) 設置 「男女雇用機会均等法」施行 国民年金法等の一部を改正する法律施行 (女性の 年金権の確立) 労働基準法一部改正施行 (女子保護規定の緩和等)
1987 (昭和 62 年)			「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1988 (昭和 63 年)	福祉部児童家庭課に「婦人 問題担当窓口」設置		労働基準法の一部改正施行 (労働時間の短縮等)
1989 (平成元年)		「群馬県における婦人対策につい てー西暦 2000 年に向けて男女 共同参画型社会をー」報告書提出	1994 年を国際家族年とすることを採択 日本青年館で男中心の結婚観や人間関係を見直 し自立した男になることを目指した「花婿学校」 開講
1990 (平成 2 年)			「ナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回の見 直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ILO「夜業に対する条約」採択

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
1991（平成 3 年）		「新ぐんま 2010」の中に女性対策を主要な柱として位置付け、策定 「女性に関する意識調査」実施	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画第一次改定」策定（目標、男女共同参画社会の形成） OECD（海外経済協力基金）「開発と女性配慮のための指針」策定
1992（平成 4 年）			「育児休業法」施行 「介護休業制度等に関するガイドライン」策定 「婦人問題担当大臣」任命 環境と開発に関する国連会議で「アジェンダ 21」採択
1993（平成 5 年）		「新ぐんま女性プラン」策定 「群馬県女性行政推進連絡会議」設置	中学校技術・家庭科男女共修実施 「短時間労働者の雇用の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」施行 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択
1994（平成 6 年）		県民生活課に「女性政策室」設置 「群馬県女性人材データベース」構築	高校家庭科男女共修実施 総理府組織令一部改正 「婦人問題企画推進本部」が「男女共同参画推進本部」に改称 「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 国際人口開発会議（カイロ）開催 ILO「パートタイム労働に関する条約」採択 列国会議同盟（IPU）「政治活動における男女間の不均衡是正のための IPU 行動計画」採択
1995（平成 7 年）			「育児・介護休業法」成立「ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）」批准第 4 回世界女性会議（北京）で「行動綱領」「北京宣言」採択
1996（平成 8 年）	「女性に関する市民意識調査」実施	「男女共同参画社会をきずくための意識調査」実施	男女共同参画 2000 年プラン策定 ILO「家内労働条約」採択
1997（平成 9 年）	企画調整課に「女性政策推進室」設置 「前橋市女性施策庁内推進会議」設置 「前橋市女性施策推進協議会」設置		男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法一部改正 男女共同参画審議会設置法施行
1998（平成 10 年）	「前橋市女性行動計画 まえばし Wind プラン 21」策定	「'98 福島・群馬・新潟 3 県女性サミット」を新潟県で開催	特定非営利活動促進法（NPO 法）公布
1999（平成 11 年）	前橋市男女共同参画情報誌創刊号発行	「'99 新潟・福島・群馬 3 県女性サミット」を群馬県で開催 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、育児・介護休業法の全面施行 男女共同参画社会基本法公布、施行 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申
2000（平成 12 年）		「群馬・新潟・福島 3 県女性サミット 2000」を福島県で開催 中華婦人連との交流 20 周年記念事業実施	介護保険制度実施 男女共同参画基本計画策定 特別総会女性 2000 年会議（ニューヨーク）で「政治宣言」及び「成果文書」採択
2001（平成 13 年）	企画調整課「女性政策推進室」を「男女共同参画室」に改称	「ぐんま男女共同参画プラン」策定 「ぐんま男女共同参画プラン委員会」設置 「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称 「群馬県男女共同参画推進協議会」設置 「群馬県各種婦人団体連絡協議会」を「群馬県女性団体連絡協議会」に改称 「女性に対する暴力実態調査」実施	中央省庁再編、内閣府に「男女共同参画局」設置、 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 育児・介護休業法改正

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
2002 (平成 14 年)		「人権男女共同参画課」設置	女子差別撤廃条約実施状況報告 (第 5 回) の提出 第 2 回 A P E C 女性問題担当大臣会合 (メキシコ) 開催
2003 (平成 15 年)	「まえばし男女共同参画 推進条例」制定	「群馬県婦人会館」を「群馬 県女性会館」に名称変更 群馬県女性会館内に「女性相 談支援室」設置 女性相談所を保健福祉課から 人権男女共同参画課に移管	「次世代育成支援対策推進法」公布・施行
2004 (平成 16 年)	「前橋市男女共同参画基 本計画 まえばしWind プ ラン 2004」策定 機構改革により「生活課男 女共同参画室」となる 「男女共同参画相談室」開始	「群馬県男女共同参画推進条 例」制定 「群馬県男女共同参画推進委 員会」設置 「女性相談支援室」と「女性 相談所」の両部門を統合し、 女性相談センターを女性会館 内に設置	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律」改正
2005 (平成 17 年)		中華婦人連との交流 25 周年	「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定 育児・介護休業法改正 「第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京＋ 10」世界閣僚級会合)」
2006 (平成 18 年)		「群馬県男女共同参画基本計 画 (第 2 次)」策定 「ぐんまDV対策基本計画」 策定	「男女雇用機会均等法」改正
2007 (平成 19 年)	「男女共同参画に関する 市民意識調査」実施		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律」改正 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動 指針」策定
2008 (平成 20 年)			内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進 本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策に関する基本的な方針」策定 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出
2009 (平成 21 年)	「前橋市男女共同参画基本 計画 (第三次) まえばし Wind プラン 2009」策定	女性相談センターがぐんま男 女共同参画センターに移転 「ぐんまDV対策基本計画 (改定版)」策定 群馬女性会館閉館 「ぐんま男女共同参画センター (とらいあんぐるん)」設置 「男女共同参画社会に関する 県民意識調査」実施	国連女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審査 「次世代育成支援対策推進法」改正 「育児・介護休業法」改正
2010 (平成 22 年)			第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京＋15) 開催 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動 指針」改定
2011 (平成 23 年)		「群馬県男女共同参画基本計 画 (第 3 次)」策定 「男女間の暴力に関する実態 調査」実施	国連の既存のジェンダー関連 4 機関を統合し、 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの ための国連機関 (UN Women)」発足
2012 (平成 24 年)	「男女共同参画に関する 市民意識調査」実施	女性相談センター移転 とらいあんぐるん相談室 (男 女共同参画センター) 開始	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策に関する基本的な方針」一部改正 子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連 3 法 公布

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
2013 (平成 25 年)			「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正
2014 (平成 26 年)	「前橋市男女共同参画基本計画（第四次）まえばし Wind プラン 2014」（前橋市DV防止基本計画含む）策定 機構改革により「市民部生活課男女共同参画センター」となる 「前橋市男女共同参画センター」を設置	「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」策定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行
2015 (平成 27 年)			第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）閣僚級会合開催 「女性活躍加速のための重点方針」決定 「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」成立（完全施行は平成 28 年 4 月） 「男女共同参画基本計画（第4次）」策定
2016 (平成 28 年)		「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」策定	「女性活躍加速のための重点方針 2016」決定
2017 (平成 29 年)	「前橋市配偶者暴力相談支援センター」を設置		「育児・介護休業法」改正 「女性活躍加速のための重点方針 2017」決定
2018 (平成 30 年)	「前橋市男女共同参画基本計画（第四次）後期計画まえばし Wind プラン 2014」（前橋市DV防止基本計画含む）策定		

前橋市男女共同参画基本計画（第四次）後期計画

まえばし Wind プラン 2014

平成 30 年 3 月



発行・編集	前橋市 市民部 生活課 男女共同参画センター 〒371-0023
住 所	前橋市本町一丁目 5-2 職員研修会館 1 階
電 話	027-898-6517（ダイヤルイン）
F A X	027-221-6200
E-MAIL	sankaku@city.maebashi.gunma.jp
U R L	http://www.city.maebashi.gunma.jp/